

議事日程（第3日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則
収納課長	西口清敏	教育課長	渡辺雅尚
都市環境農政課長	奥村英人	税務課長	林賢二
会計室長	山中真澄	総務課危機管理 防災担当課長	安藤好邦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	有里弘幸	議会書記	木野村幸子
議会書記	大野将康		

○議長（戸部哲哉君） おはようございます。

連日にわたって、全員の議員の皆さんに御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。
ただいまから会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回
北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番 鈴木浩之君及び5番
安藤浩孝君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により、質問を許します。

最初に、安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、下水道処理場の上部利用についてであります。

北方町ふれあい水センター、通称下水道処理場は、平成10年4月から稼働しまして、ことしで
15年目になります。当時の約束事として、上部利用を有効的な方法を考えるということになって
いたと聞いております。設置以来、人口増加が順調に進み、また水洗化率も当初24%ぐらいであ
ったものが、最近では80%近くになっておる状態で、上下水道完備された北方町は、県下でもま
れに見る住みよい町となっております。

そこで質問ですが、何らかの施設をつくるような約束をされたと聞いておるわけですが、
検討会やプロジェクトチームなどをつくって具体的な詳細検討等をされたことがあるのでしょうか。
また、そこまでは至らなかったかもしれませんが、執行部内で何らかの候補案を出したことがあ
るのでしょうか。現状は何もされておりませんので、実施に至らなかった理由は何であったのでし
ょうか。まず、ここまでお答え願います。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） それでは、安藤議員の質問に答えさせていただきます。

ふれあい水センターの上部を利用できるのは、オキシデーションディッチ層上部1ヘクタール
ほどございます。オキシデーションディッチ層上部には点検口があり、処理場の維持管理に支障
のない範囲で町民の望む施設が決まれば、南部開発懇談会に図り、建設することになっています。

当時、5つほどの案が示されましたが、南部開発懇談会の中では、幅広い町民ができる案が要望されるまで実施されないこととなっています。議員が言われるような職員での検討会や、プロジェクトチーム等での具体的な詳細検討を行ったことはございません。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） どうもありがとうございました。

次に、本題に移りたいと思います。

下水道処理場の上部利用についての私なりの提案をさせていただきます。

最初に、エネルギー問題についてちょっとお話しさせていただきます。

この数年、特に東日本大震災の後で、東電原子力発電所の事故以来、再生可能エネルギーへの関心が高まり、各地で太陽光発電の導入等が進んでおります。新聞によりましても、時々、企業の遊休地にメガソーラーをつけたとか、そんなようなニュースも報じられております。

また、各市町村でも、一般用に太陽光発電の補助事業を行っております。近隣では、岐阜市は2キロワットまで上限金額6万円、ずっと来まして、北方町はこの近辺では格段の補助をしております。5キロワットまで、それと上限20万までというように、行政としても一般家庭への太陽光発電の勧めをしておる状態であります。

北方町は、それと同時に定住化促進ということで、新築家屋の固定資産税軽減ということの補助をしております。この2年間の実績として、太陽光発電と新築家屋がリンクしているかどうかということをやっと調べてみました。23年度は新築家屋が89件ありまして、同時に太陽光発電の支援を受けたのが1件、既存家屋の方が14件でありました。24年から25年にかけては、新築家屋は82件、同時に太陽光発電を受けられた方は11件、既存家屋は19件ということで、太陽光発電と既存家屋はちょっと私の思っていたことと違ってしまっていて、同時に受けられていないという結果がわかりました。これは何かというと、やはり家を建てるのが精いっぱい、そこまで手が回らなかったんじゃないかなというふうに思っております。

それはそれとして、御承知だと思いますけれども、日本は世界の主要国の中でもエネルギー自給率が非常に低い約4%と言われております。韓国が3%ぐらいですか、フランスとか、先進国では10%以下は韓国、日本、フランスぐらいで、あとの国はほとんど自給率は高いなど。もちろん中東の石油産出国が圧倒的に高いんですけども、そんな中で、エネルギーの多様化ということを考えなきゃいかんというふうに思っております。今、世界中が地球表層部の化石資源をエネルギーとしておりますが、環境先進国の欧州では、早くから特に風力発電に力を入れているような状態です。日本では海洋型の天候のため、風力発電はなかなか向かない。逆に日本は太陽光発電のほうが有利な自然エネルギーじゃないかというふうに考えております。

そのことで、太陽光発電を取り上げる利点を私なりにまとめてみました。クリーンエネルギーの中では比較的安価で、小型から大型まで対応できるということでもあります。最近では、4年ほど前に1キロワット当たり60万オーバーしておったのが、ことしに入り約30万ぐらい半減しております。どんどん大量生産にすれば、まだまだ下がる機器であるかなというふうに思っております。

す。

それと岐阜県は、年平均日射量が全国で第5位であるというデータが残っております。高知県、山梨県、宮崎県、広島県、その次に岐阜というようなデータがあります。緯度に比例していないのはちょっとよくわかりませんが、そういうデータが残っております。岐阜は太陽光発電、太陽の恵みをよく受けているということになっております。

それと、エネルギーの中では、地球上で一番恩恵を受けるのがやっぱり太陽光であります。そんなところで、太陽光発電は日本の気候に合ったものであるというふうに考えております。

また、そういう自然エネルギーを取り込むことは、企業とか行政もブランドイメージになると。例えば、グリーンマークがつけられると、企業でいいますグリーンマークをつけて製品を販売しているということにもなりますので、行政はそういうことができるかどうかわかりませんが、イメージとしては高まるというふうに思っております。

それで、北方町になぜこれがいいということになりますと、総面積が約3ヘクタールある中で、今設置できる面積が1ヘクタールほどあるというふうに聞きましたので、ぜひそれを検討していただければいいかなと思っております。近くで、曾我屋にエスラインギフという運送会社がありまして、そこが3反ぐらいですか、3,000平方メートルぐらい、それに250キロワットの太陽光発電をつけられました。一般家庭の50件分ぐらいですけれども、北方町はその3倍ぐらいの有効面積がありますので、ぜひ検討しておいていただけないかなというふうに思っています。

言葉では言いますがけれども、高額なイニシャルコストがかかりますので、おいそれとはいきませんが、検討課題の一つとしていかなものでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） それでは、今のことに答えさせていただきます。

今のところ、具体的な案が出されていない状態でありまして、議員提案のソーラーパネル設置についても見識ある提言として検討させていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、南部開発懇談会など協議の上、広く町民の意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） 前向きな回答をどうもありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長の許可を得ましたので、早速質問に参らせていただきます。

本日は2点あるんですけど、まず1点目に、国道157号高架道路撤去工事に伴う通行どめの影響と今後の対策についてですけど、2月12日午後1時より、今後約1年近く通行どめになりましたが、翌2月13日8時ごろ、子守神社前交差点において、早速高校生の自転車と車の接触事故があり、幸い高校生にけがはなく、大事には至らなかったのですが、2日目にして事故が起き、残念な結果となりましたが、今後の教訓といたしました。

さて、通行どめになり、約1カ月ほど経過しましたが、最初は南北の町道3号線が双方向とも渋滞しましたが、その後の対策として、南北の信号時間を10秒長くすると、今までの渋滞が解消して車の流れがとてもスムーズになり、ドライバーの方にも喜ばれていると思います。

このように車の交通に関しては予想以上に安心しておりますが、歩行者に関しては、高架道路中央のトンネル利用の通学者が北方斎場東南交差点に集中しているため、横断歩道の利用者が増加して、特に小学1年生と2年生は走って渡る習性があるので、歩行者信号が青でも非常に危険な場合が多々あり、その対策として、この交差点に、通学時には1人でもよいからPTAと協力して立哨活動を実施するとよいかと思っております。

また、4月から新1年生に安全に通学してもらうためにも大切なことでもあります。今後の対策を具体的に示していただきたいと思っております。まず第1問です。

○議長（戸部哲哉君） 坂口都市環境農政課技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 議員お尋ねの、国道157号高架道路の撤去工事に伴う通行どめの影響と今後の対策についてお答えします。

国道157号の工事に当たり、通行どめ前に大渋滞を心配しておりましたが、広報、看板の設置、ガードマンの配置、信号周期の変更など万全の対策がとられ、通行どめにした当日の夕方等、翌朝には渋滞が見られたものの、その後、円滑な交通となっております。

通学時の児童については、工事箇所の起終点にガードマンが配置され、また教育委員会を通じて通学路が変更され、対策がとられております。しかし、名鉄跨線橋西のトンネル、土木構造物でいうとボックスカルバートと言うんですけれども、そこについては現在通行可能であるため、一部の児童が利用していることと思われまます。県からは、ボックスカルバートは4月中旬以降に通行どめになる予定であると聞いております。

通学時の児童の万全な安全対策を求められる議員御指摘の立哨の増員については、町としてはPTAに負担を強いることはできませんので、学校による児童への交通安全指導で対応し、また交通安全対策協議会に立哨をお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 立哨活動の件ですけど、ただいま、毎月たしか1日と15日に行って、きょうも行っておったわけですけど、もう少し、週に1回とか、やっぱり立哨しているのとしていないのでは全く違うんで、万が一、小学生低学年の行動を見ていると本当に危なっかしくて仕方がないです。我々とまれと言っても来るし、そういう面で誰か1人いると非常に助かると思います。

では、次に進めさせていただきます。

質問の2番目ですけど、「未来につなぐ心の糧」事業について。

町における公募事業、平成24年度第7回「未来につなぐ心の糧」発表会が1月20日きらりホールで開かれ、今年度は一般の部「希望」、子供の部「きぼう」をテーマに作文やアート作品を募

集し、過去最多となる3,118点の応募がありました。その内訳としては、一般の部829点、子供の部2,289点で、そのうち一般の部の作文は600点、アートは229点でした。当日冊子をいただき、自宅へ持ち帰って、作文、アート作品をじっくり見ながら、さすがに表彰作品はどれもすばらしいもので感動いたしました。そして、後ろのほうのページをめくると、この事業についての趣旨として、「一見、見過ごして、見逃してしまいがちな小さな営みの中に、実は「心の糧」となるものがある。そうした心の糧は、小さなことであっても心が癒やされ、元気や勇気をもらい、あしたの希望や生きがいにつながるものである。本事業は、そうした小さくとも元気の出る、きらりと光る「心の糧」を全国から公募し、北方町から発信する事業である」と書いてあります。そして、作品の規定としては、作文はA4作文用紙800字以内、いわゆる400字詰め原稿用紙2枚分、アートはA4の絵画、写真または絵手紙という規定です。

さて、そこで問題なのは、原稿用紙2枚の800字の作文で大賞の賞金が何と30万であることです。アートに関してはいろいろな評価があり、意見が分かれますが、こちらも30万です。あの芥川賞、直木賞にしても、原稿用紙100枚ほどで賞金100万円です。全国向けの公募ガイドを見ても、こんなに高い賞金は余りないと思われまます。なぜ30万の賞金額が出されていたのか、素朴な疑問であります、説明を求めたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） お答えをいたします。

まず最初に、議員が家に持ち帰られてこうやって目を通された、そして非常に感動された、すばらしい作品が集まっているというふうに断言された、しかも過去最高の数の応募があった、こういうこともおっしゃいました。30万に値しませんかというふうに申し上げておきます。

さて、大賞の賞金を論じる前に、ぜひ議員に御理解をいただきたいことがございます。それは、本町がなぜこうした全国公募事業を行うかということでございます。端的に申し上げれば、室戸町長が平成20年、第2回の心の糧作品募集の巻頭言に次のように語っておみえです。「物で栄えて心で滅ぶ社会であってはならない。人間性を回復し、文化・芸術的色彩の濃い、いわゆる文化力のある北方町を創成しようではないか」、こういうふうに呼びかけておみえでございます。

もう少しこの町長の話された精神を代弁させていただきますと、都市に文化・芸術的色彩が必要な理由、それは、そのまちをより美しく、より麗しく、より人間的風格のあるものにしていくからという理由でございます。この町には幾つかの伝統文化が息づいています。例えば、北方まつりのように長い歴史と風雪に耐えて今日まで伝承されたもの、あるいは一度は途絶えて最近復活したもの、私の理解では、例えばかいこまつりなどは一時期中断されていたように理解しております。あるいは新しく誕生した、そういうものがあるというふうに思っております。一つの例を挙げますと、さわぎ会、これは生演奏で盆踊りを行うようになりました。このような事例があるわけですね。あわせまして、創設以来1,200年の歴史を持つ古刹、円鏡寺は、神仏習合が息づく人間の心と神や仏が信仰で交錯する場所である。あるいは冠木門や時の太鼓は、武家時代の遺産として、また北方まつりやかいこまつりは町なかの歴史を語る文化であるというように、こ

の町全体を包む雰囲気や景観が、実は文化的色彩なんであります。

こうした歴史的伝統文化の素地があって、実は現代的な新しい文化、「未来につなぐ心の糧」事業などが息づいてくる、このように理解をしております。つまり、町長の言わんとするところは、新しい北方の文化力ではないかと、このように私は理解をしております。

そして、この事業によって、どうでしょうか、岐阜県の小さな町、北方が今や全国的に広く知れ渡った、こうした実績というのは、実は金銭ではかることのできない一かどのものがあるのではないのでしょうか。

以上、事業の精神を論じてきましたけれども、こうした背景の中で議員の御質問にお答えするとすれば、人間が心を通わせ、賛嘆し、感動する近代文化というのは、人間性欠くことのできないものであると同時に、実は単純に費用対効果を見ることができない、あるいは見るのが適当ではないと私どもは考えております。先ほども申しましたように、議員もこの本を読まれて非常に感動された、私はその感動こそこの事業の一番の核心である、そしてそれに対して、対価として30万円を用意したということは、さまざまな意見はあるでしょうけれども、単純に30万円が高いというふうには思っておりません。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 一応そういう趣旨は私どもも理解しておるつもりですけど、しかしながら、いろいろ詳しく調べてみますと、第1回からの賞金の推移を見てみますと、この大賞、作文とアート、第4回までは20万円で、平成21年度、その後、第5回より5、6、7、ことし7回ですけど、第5回より30万円と、20万円から30万円へとアップしているんです。ちなみに優秀賞は5万円で、第1回から変わりません。また、子供の部においても、大賞は図書カード2万円分で、以下変わりはありません。

この賞金アップした理由は、一般の部の応募数を賞金の力でふやそうとしたんではないかと思えます。数字としては、第4回一般の部の応募数は387点で、賞金アップした第5回は735点で2倍近い348点ふえています。また、第6回は826点でプラス91点の増加で、そして第7回は829点でプラス3点にとどまっています。このように、ただ単に応募数をふやせばいいという安易な発想のもと、原稿用紙2枚で30万という破格の賞金のあり方に、税金の無駄遣いではないとは言えないのでしょうか。もとの20万円に戻すのはもちろんのこと、それ以下の10万でも適当ではないかと考えています。

公募ガイド2012年6月号を見ますと、大体このレベルの賞金は10万前後が多いと見受けられます。今後の賞金のあり方は変更なさる予定はありませんか。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） まず、2点にわたってお話を申し上げます。

先ほども申しましたように、私どもは高い安いというのはその人の価値観によるものだというふうに思っております。多くの方々に感動を与えるものであれば、それはすばらしいものである。それは先ほども申しましたように、費用対効果として高い安いということ論ずることは

きないというふうに思っております。

もう1点は、私どもも調べております全国の、しかも市町村が行っている公募事業、それが一体どの程度のものなのかということについて、私どもが調査をしておりますその背景を見ますと、一番安いところ、安いと言うと、要するに応募懸賞金の安いという理解をしてください、ところが5万というところがございまして、これは長野県下高井郡が行っている募集でございます。これは、「こころのふとまる物語」ということで、副賞として旅行券がついております。したがって、もう少し高くなります。こんなふうに思いますね。じゃあ、一番高いところはどこかなというふうに調べていきますと、50万というところがございまして。これは泉大津市、中身はよくわからないんですけども、泉大津市オリアム随筆という、そういう募集をかけているようです。それで、ずっと見ますと一筆啓上、皆さんがよく御存じの福井県、これは10万円です。5点ありますから50万、こういうふうに理解することができるだろうと思います。ずっと今のよう大体平均を見ていきますと、10万から30万としたところではないかと、このように思っております。私どもそういうランクづけをすれば、30万ということですから上限だろうと、こういうふうに思っております。

けれども、例えば、ちょっと長くなって恐縮ですけども、何か一つすばらしいものがあつた、文化的な作品があつたとします。俺はあれ50万で買うぞと、いやそんな50万は私は高いと思って10万だろう、価値というのはそういうもんだらうというふうに思うんです。それで、ここに集まりました募集作、先ほど見せました第7回のこの募集作、どれを見てみましても私は本当に心の琴線に触れる作品ばかりだと思つているんです。それを10万なのか、20万なのか、30万なのか言いなさいと言われても、私自身は言い切れない。自分の心に感動を覚える、そういう作品が多く集まってくる、そのことを大事にしたいというふうに思っております。

確かにおっしゃるように20万から30万にアップしました。結果的にそのことによって作品が多く集まるようになりました。それも一つかもしれません。けれども、作品をたくさん集めるために30万にしたのではなくて、いい作品に触れることが大事であるという前提に立って30万にしているということを御理解していただけたらありがたい、このように思っております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 今、この20万から30万へアップした理由、いろいろ説明されたんですけど、ちょっとやっぱり不透明な部分があるんで、もし改善できれば、もとの20万ぐらいにされるのがベターかなと私自身は思います。

では、以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） おはようございます。

では、一問一答形式でお願いしたいと思います。

私は原稿を忘れてしまって、大変申しわけないんで、数字的には多分おかしいところもあるかもしれませんが、それは御了承いただきたいと思います。大変申しわけなかったです。

まず1つ目は、「くらしの便利帳」の作成であります。これはかつての安藤町長が作成をされて、一番初めに私が来て感じたもので、これにはちょっとその後やってないと書いてありますけど、松井町長も出されています。そして、その中でも本当にこの一番初めというのは簡単で、議会とはどういうものであるか、登録、証明書届の手続、3番目に未来の担い手のためにどうするのか、住まい、宅地開発を考えるとときとかいっても、本当に簡単で私たちにもわかりやすい文章で書かれているし、簡潔であるということがまず1つですので、こういうことを今、毎年のように法律も変わったり、私たちの情勢も変わるわけですので、ぜひつくっていただきたいと思います。これがないのは、多分白木町政のとき、それから今の室戸町政のときだと思いますので、何とかできてもらって、読んでいただきたいという思いがありますので、この冊子をつくることに関してはどう思われるのかどうか、まず1つお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、日比議員の「くらしの便利帳」の作成について、お答えいたします。

「くらしの便利帳」じゃなくて、多分「わたしの便利帳」ですよね。この作成経緯についてお話しさせていただきます。

昭和57年3月に議会からの御提案によりまして、当時の総務課が窓口となりまして、議員おっしゃるとおり、日常につながるの深い制度や手続をわかりやすくまとめた内容を冊子とし、全戸配付し、平成12年度までに活用いただいたものです。一方、当時の保健衛生課が窓口となりまして、ごみ出しルールや予防接種の日時を案内するための「衛生カレンダー」、ちょうどこのサイズでした。開いて壁かけ用という形で。

これを毎年作成し、全戸に配付いたしておりましたが、今日御承知のとおり、震災、原発、ひいてはPM2.5などがクローズアップされているように、当時は大量生産、それから大量消費の副産物であるごみ問題、それをまた焼却することにより発生するダイオキシン、環境ホルモン、さらには最終処分場の逼迫などのごみ処理問題が大きく取り沙汰されるなど、当時では北方町にも同様、町行政における最大の課題となっておりました。この問題を解決するために、北方町においても抜本的にごみ処理方法を見直し、当時の国の法的基準の改正により使用不可能となりました県営北方住宅の西側にありました旧の衛生センターの焼却炉、それからまた併設してありました最終処分場を廃止し、それまで焼却していた可燃物を再分別、資源化する方法に変更したり、町の処分場で埋立処分をしていたものを減量し、県外の最終処分場に排出するなどして、今の北方町のごみ処理方法を確立してまいりました。

その過程の中で、町民の方にごみ出しルールを周知するため、当時は先進地での研修、また自治会、婦人会など多くの方の御意見を拝聴し作成したのが、今御利用になっております、これは都市環境農政課が今つくっておりますが、「くらしのカレンダー」、この大きいやつです。内容は御承知のとおり「わたしの便利帳」で、当時の衛生カレンダーを1冊にまとめ、身近な問題を取り上げ、さらには中を見ていただければ、バージョンアップしたものでありますから、今のと

ころ改めて別冊で便利帳を作成することは考えておりませんので、御理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、御答弁いただいて、北方町のごみ焼却、「わたしの便利帳」をつくることによつてのごみ焼却の歴史みたいなことを話されたんですけど、「くらしのカレンダー」もこの議会でももうちょっとバージョンアップすべきではないかということでお話をし、今なっているんですけど、結構分厚くて大変なんですけど、もしこれをつくらなければ、もう少し加えてほしいのがありますので、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

それから2番目ですが、北方町の歴史を編さんしてはということで、先ほどと似たような話になると思うんですが、この北方町の歴史というのは、今言われているのは、円鏡寺を含めて1,200年の歴史があると言われていています。私たちは議員となって、松井町長が100年記念事業をするときに、復刻版として北方町史というのを2冊いただいたわけなんですけど、それも歴史的にはその辺のことも含めて、これは大正時代までぐらいですよ。そうしますと、明治、大正、昭和、今平成の時代になってきていますので、何とか今生きていらっしゃる方で大正生まれで、90を超しているのかどうかちょっとわからないんですけども、そういった方に今の北方町の歴史を書いていただくというか、大変だと思うんですよ。聞きに行ったり、行ってもいないとかいろんなことがあつて、この歴史を話していただくというのも大変だと思うんですけども、さっきの話ではないんですけど、北方の歴史を、例えばどういうふうに変化したのか、あるいは商業はどういうふうに変化したのか、お店とか、個人の家もそうですけれども、なかなか難しい問題がありますけれども、なるべく大正の人とか昭和の初めの人なんかもだんだん亡くなってきていますので、こうしたことを含めて歴史を学んでいらっしゃる先生方も多いわけですので、そういう方をお願いをして、何とかこの北方町の歴史を編さんされてはどうかという思いがすごくしていますので、ぜひその辺について御質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、歴史本の編さんについてということで、お答えさせていただきますが、ちょっと今の日比議員の質問を聞いておきますと、どうも専門書みたいな話ですね。そうではないんですか。

ちょっと私どもこの通告書で読み取れなかったもので、ちょっと勘違いした答弁になるかと思いますが、そういう本になれば、当然本当に専門家の方を入れてきちっとやるというのが筋ですが、一番身近なものとしたしまして、平成20年、町制120周年記念事業で発行した記念誌、「時の太鼓が見た北方町」という、これは全戸配付用につくらせていただいたものですが、これが一番の身近な資料かと思っております。その冊子をつくる時には、町の歴史的な資料や写真の提供を町民の皆さんに呼びかけて募集し、冊子の編集に当たっても大勢の方に協力をいただきながら発行したものです。

この記念誌の中では、町制100周年後に行われた事業や生活についても触れまして、町の120年

の長い歴史を懐古する内容となっております。このような歴史本の編さんは、周年事業など節目節目に行うのが慣例でありますので、現在のところ発行する予定はありませんが、今後さらに歴史を重ね、130年、140年、150年と記念すべき年を迎えるときには相応の事業を実施することになると思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、村木総務課長から答弁いただきましたけど、私の思いはこういった北方町史、歴史だったんですけど、記念誌発行しておるで、それで間に合わせるような話でしたけれども、これから130年、128年後はいるかどうかわかりませんが、そういうふうできちっと記念誌をつくって、合併をすれば別ですけども、北方町が生き残るためにはやっぱり大事なことでと思いますので、記念誌を発行するとか、そういう形で、ぜひ今後北方の歴史を残していただくようお願いしたいと思います。

次は、原発と地震についてであります。県の放射性物質の拡散シミュレーションと町の対策はどうされるのかということに対して質問したいと思います。

これは、岐阜県は福井の原発銀座と言われるところから本当に近いということがあります。福井原発には14基、さらに1基のもんじゅなどが存在しているわけですが、もし事があれば、1時間半ぐらいで風に乗って放射能が来ると言われているわけですので、大変危機感を覚えて、岐阜県のほうでも放射性核物質シミュレーションの結果を出すに当たって、岐阜県の原子力防災室というのが、これはインターネットなんかに掲載しているわけですけども、こういうことに対して、この結果によると、この北方町も岐阜県の中では半分ぐらいの市町村、そして愛知県、三重県が1つの市でしたか、そういうところで、結果としては放射線が飛んで来るのではないかとということで、大変私も危機感を覚えているわけですが、一番感じられるのはこの夏場の風のときに、雨が降ったときにこの地域に放射能がとどまる、あるいはまた伊吹おろしと言われているような、伊吹山の南のほうを抜いてこっちへ来たときに大変困るということで、2つのことで、このシミュレーションが北方町には影響するのではないかとということが言われているわけですけども、そういうことを考えたときに、本当にあつという間に来ちゃうわけですね。ヨウ素も何も、岐阜県はヨウ素を9万人分かなんか配布すると言っていますけれども、そういうことはこちらにはないわけですので、そういうことを考えたときに、本当に北方町としてこのシミュレーションの結果をどう受けとめているのか。まだ県の防災計画というのは出ていませんけれども、やっぱり私は町としても何らかの形でやるべきではないかと思っているわけです。

ぜひ町の対策は、県がやらんということはないけど、いずれかはやるであろうと思うんですけども、そういうことに対して県待ちになっているのか、あるいは町独自でこういうことに対してどうされるのか、まず質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、1点目の県の放射性物質の拡散シミュレーションとその対策についてお答えいたします。

ホームページ等を見られれば、県のシミュレーションは公開されておりますのでわかるかと思いますが、この原子力については我々素人ではとても理解できる問題じゃありませんので、報じられていることを答弁させていただきます。

県の放射性物質拡散シミュレーションは、県境から約25キロメートルの位置にある敦賀原発所において、福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生したと仮定した場合における県の影響を科学的に行ったものでありますので、まず、放射性物質の放出条件は、福島原発事故よりも厳しい条件、内容は、福島原発事故における1時間当たりの最大放出量継続時間、これを4時間を6時間としたものを仮定し、各季節の典型的な気圧配置、それから平成22年の日ごとの気象観測データ、これは気流、気圧、気温、湿度、降水量を用いまして、シミュレーションとしております。

結果ですが、当町においては放射性ヨウ素による内部被爆の影響は見受けられないとの結果があります。しかし、放射性セシウムによる外部被爆については、平成22年7月6日の気象条件の場合、当町のみならず、近隣市町の西濃圏域において年間20ミリシーベルト以上の実効線量が出現するとの結果が出ました。

年間実効線量の20ミリシーベルト以上という値は、福島原発事故において計画的避難区域の設定に際し、目安とした基準値であります。防護措置としては、おおむね1カ月の間に避難することとなっております。

このシミュレーションの結果を踏まえ、市町村は避難計画書を策定することが不可欠であります。避難対象地域が広域で、かつ避難者数が膨大となることから、県内を越えて県外への避難が最良であると考えられます。県は、県外市町村と調整を図りながら平成26年度内の計画策定を目標としていることから、当町においても県や近隣市町村との連携を密にし、避難計画の策定を進めていきたいと思っております。

なお、シミュレーション結果において影響が出なかった放射性ヨウ素に対する防護措置として、安定ヨウ素剤の備蓄・服用が考えられます。しかし、安定ヨウ素剤は指定医薬品ということで、薬局や薬剤師による管理を必要とする薬剤であること、また薬事法の中で毒性が強いものとして劇薬指定を受けており、災害時の服用基準が明確でないこと、また県がシミュレーション結果を踏まえ、安定ヨウ素剤の追加確保を検討し得ることなどから、今後の国や県の動向を注視しながら、町として対応をとれるように研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけど、確かにこのシミュレーションについては外部被爆、内部被爆についてはわからないと思っております。今福島で起きている問題についても、確かに外部被爆のセシウムの問題が大変大きな問題になっていますけれども、この内部被爆というのは本当に数年後、あるいは数十年後までに発生する問題であるので、本当の意味では、私は、外部被爆よりも内部被爆のほうが人間を狂わしてしまう大変なものだと思っています。その放射線の物質によっては何億年というものもあるわけですので、セシウムで半減期が約30年ですので、

60歳、消えるかどうかわかりませんが、人生の一生のうち60年ぐらいをめでにしてようやくセシウムがなくなるという今の基準ですので、県は確かに外部被爆についてはそうかもしれませんが、内部被爆についてはわからないというか、これでは多分出てこないと思いますので、今後の問題についても研究していくということでもありますので、やっぱり私たちは福井原発というのがあるということ、浜岡はちょっと東京のほうに行っちゃうかもしれませんが、もし苛酷な事故が起きれば来るということは、やっぱり念頭に置いてやるべきではないかと思っています。

それからもう1つは、南海トラフとか東海・日向灘までの地震が発生したときにどうなるのかということと、もう1つは、防災士を育成していくべきではないかという問題について質問したいと思います。

今、問題になっているのは、東海・東南海・南海、それから日向灘まで含めた大変な状況で、多分これは小学校の副読本に載っていると思うんですが、30年以内にこの地域でも来るということで、今富士山の地震、それは私たちの体にわからないような地震が起きている。あるいは、ある会長が言っていましたけれども、箱根山でも大変な亀裂が入っているとかいうことですので、そういうことを考えたときに、本当にもしこの地域で起こるならば大変な状況が生まれてくる。北方町では3日間ぐらいは何とかなるであろうというような見解に立っているわけですが、この太平洋ベルト地帯がこういう地震とかそういうことに侵されたときに、本当に3日で食べるものが来るのかという心配が大変あります。

そしてもう1つは、富士山とかは江戸時代ですかね、宝永年間に大変な爆発を起こして、ごそっと岩屑雪崩みたいにして、今の御殿場市ができていたということをテレビで言っていました。そして、桜島の大噴火によって大隅半島とひつついてしまった、半島が一緒になってしまったということもあります。中規模の地震としては、有珠山とか普賢岳とか、最近新しいのではそういうことがありますので、そうしたときに、私たちには直接関係はないにしても、噴煙がすごく起きたときに、田や畑、水田、あるいはまた道路とか飛行機、そういったものに影響すると思いますので、本当にこの地域としては、かつてこの北方町でも濃尾地震が今から百二十数年前に起きているわけですが、そういうことを考えたときに、内陸型としては一番大きな地震だったということで、この濃尾地震についても若干町史にも載っていますし、それから百年記念通りのところにちょっとしたのが書いてあるのがありますけれども、本当に私たちは歴史をきちんと、何百年、何千年単位で起きることかもしれませんが、歴史を学んでいくことが必要ではないかと思っています。そして、東日本大震災が起きて、宮城、福島、それから岩手、青森はちょっと載ってないんですけど、そういうところまで起きたことに対して、そういう意味で、かつて明治時代に東日本大震災が起きる前にそういうことが起きて、今から大分前の話ですが、そういうことに対して「津軽てんでんこ」とかいう本が書かれたり、あるいは紀伊半島のほうで和歌山の人が書いた庄屋さんの、これも紹介したと思うんですが「稲むらの火」、そういうことがあるので、私たちはあの濃尾地震さえ、大地震が起きたということを学んでいく必要がとてもある

のではないかと思っているわけですので、ぜひそういうふうで、発生したときに本当にどうなるのか、まず自分の体が生きていてこそ、ああ隣の人はどうだろうとかということがわかると思います。

そして、もう1つの問題は、そういうことを含めて、私たちは単発的に、この間は社協の地震についての話、どうしたら自分たちは身を守っていけるのかということなども聞きました。そして、きりりでもあったそうではありますが、こうしたことについてやっぱり防災士として、単発的に物を聞くのではなくて、専門的に学んでいく必要があるためには、防災士の育成をされたらどうかということで質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、質問にあります南海トラフ、それから防災士の育成についてお答えいたします。

南海トラフの巨大地震の被害想定については、平成24年8月に内閣府が発表し、平成25年2月には県が独自調査結果を発表しております。その結果によりますと、北方町における震度は、両者とも最大で6弱となっております。県の独自調査では、揺れによる全壊家屋27棟、半壊家屋が235棟、人的被害については、地震発生時が午前5時の場合で負傷者数45人、建物被害による避難者数1,200人となっております。

気象庁の震度階級によりますと、この震度6弱の揺れはどうなるかと。まず1つ目に、立っていることが困難になる。2つ目に、固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。また、ドアが開かなくなることがある。3つ目に、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。4つ目に、耐震性の低い木造家屋は瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある、倒れることもあると、このようになっております。

これらの被害を最小限にするためには、家屋の耐震改修のほか、家具の固定や窓ガラスへの飛散防止フィルムの張りつけなど、家庭内での防災対策が重要であると考えております。自主防災訓練や各種防災機関の会合、それから町広報紙において自助の重要性について訴えておりますが、個人の防災意識の違いによりまして、家庭内の防災対策が十分に浸透しているとは言えないのが現状であります。

このような現状において、防災に関する専門的知識を有し、社会のさまざまな場で減災と地域の防災力向上のための活動が期待されます防災士は、より住民に近い立場から減災・防災における普及啓発活動ができるものと期待されております。県では来年度、自主防災組織のリーダーや役員、消防団職員、それから県・市町村職員、企業等の防災担当者を対象とした総合防災リーダーの育成講座を予定しております。この講座は、日本防災士機構が認定する防災士認定講習と同等に扱われ、希望者は講座最終日には防災士の資格取得試験を受験することが可能となっております。

北方町におきましても、この講座を活用し消防団員に防災士の資格を取得していただき、さらなる防災力の向上を図るほか、一般の町民の方からも防災士資格取得を要望する声が高まりを見

せてれば、資格取得に関し何らかの対策を講じたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけれども、まず防災士については県の職員であるとか、あるいは消防士、町の職員からやって、その結果を見て町民にやるという方向でいいんですね。

次は、4番目です。中国のPM2.5という問題について質問したいと思いますが、3月から6月、7月はちょっと無理と思いますから、3月から6月ごろまで黄砂が飛んできて、2月の二十何日に、私の個人的な話ですけど、車にも黄砂がひっついて、本当にいまだに取れていないんですけども、この黄砂と、今問題になっております中国の工場から出るすす、ばい煙などによって、黄砂とすすなどが一緒になって日本に偏西風に乗って飛んでくるということで、その対応策をどうするのかということが本当に問われていると思います。

こういうことを考えたときに、日本でもかつて四日市の公害とか、日本で四大公害とか言われていましたけれども、そういうことを含めて、今、中国が日本のかつての四日市公害みたいなことがやられていて、日本でも公害対策基本法とかいろんな法律をつくって、何とか車の排ガスなども含めてやってきたわけですけども、今度は中国のPM2.5というのが黄砂と一緒に飛んできたときにどうなるのかということがまだ新しい問題ですけども、このことについて町として、県がやればということですけども、きょうの2時から岐阜市のほうでPM2.5についての県の話し合いといいますか、勉強会みたいのがあるそうですので、この町から行かれるのかどうかということと、黄砂とPM2.5がひっついて、ちょっと科学的には、私わかりませんが、そういうことについて何か考えていらっしゃるのかどうか質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 余りにも大きな質問で、答えるのが本当にかないません。

環境汚染物質のPM2.5と黄砂についてですが、先ほども言いましたように、非常に話題となっております。2月末に、国が外出を控えたり、屋外での激しい運動を避けたりする目安として暫定的な指針値を定めた、これは新聞にも載っておりました。また、県では県内の11カ所においてPM2.5の観測所を設けておまして、このうち9市内に設置の3カ所の観測情報については、1時間置きに情報の更新を行っています。現在県では、観測所における観測値が国の指針値を超えた場合には、各市町に速報を通知する体制整備について検討している段階であります。

説明会について質問がありましたが、出席する予定です。

現在、町には観測するための設備はありませんが、仮に観測を行ったとしても、岐阜市内3カ所の測定結果とそれほど乖離した状況になるとは考えておりません。このため、町のホームページ上に県の観測情報へのリンクを設け、各家庭における判断基準に活用できるよう体制を整えるほか、先ほど申し上げました説明会の内容をしっかり検討し、進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） PM2.5というのはまだ新しい分野ですので、ぜひきょう行かれて勉強されてきて、北方町でどうするのか、岐阜市で3カ所で調べているので、それと似通ったものであるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから5番目の、太陽光発電についてであります。先ほど安藤巖さんのほうからも質問がされていきましたけど、この北方町の地形から見ても、山も水も風力も地熱もないような状況の中で、太陽光発電ぐらいしかないのではいかと考えていますが、原子力発電の苛酷な事故を受けて、原発からこういった再生エネルギーへ転換しようかという動きがある中で、ある人によっては、公共の建物の屋根を貸したら町にも若干お金が入るといようなことでありますので、そういうことも含めて、そしてまた例えば、小学校、中学校、今南小でやっているんですけども、中学校とかそういうところで、学校教育の中で、もし屋根を貸してあげることになれば環境教育にもなるのではないかと考えていますので、そしてもう1つは、この間質問しましたけれども、商工会の問題でもそうですが、やっぱり商工会自身が、あるいはまた一般の人でもいいんですけども、出資を募って、そしてそういう事業を起こすためにも大変な努力が要ると思うんですけども、何とか太陽光発電のほうに変えていくような努力を、どうしたらいいのかなと思うんですけども、公共の建物とかそういうところに、先ほども話が出ましたけれども、なかなか難しい問題もありますけれども、この太陽光発電を公共の建物や小・中学校の屋根で発電をして、そして北方町にも少々お金が入ってくるようなことも、長い目で見たときには大変だと思ひますけれども、やるしかないのではないかと考えていますが、その点についてどう考えていらっしゃるのか質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは太陽光発電、屋根貸し事業についてお答えいたします。

最近、非常に話題となっておりますが、昨年10月に岐阜県が高等学校など8つの学校施設を対象にプロポーザル方式で実施しており、この募集に対して勾配屋根構造の、具体的に武儀高校を除く7施設で応募があり、現在事業が進められているようです。また、同様の事業は都道府県や政令市等の大きな市で徐々に広がりを見せていますが、町村では具体的に事業を行った事例はまだ聞き及んでおりません。

しかしながら、現在北方町では、南小学校、それから中学校に太陽光発電設備が設置されており、そのいずれも校舎の建設時に国の補助を受けて整備したものであります。落雷を受けての故障などがあり、新年度予算で補修のための財政措置をお願いしているところですが、この設備が環境教育の一環として役立てられていることは議員も御承知のことだと思ひます。

町では、本年度よりESP業務契約を締結している事業者からも同様の趣旨の提案がございました。陸屋根構造で相当の広さのものでなければ採算が合わないとのことで、本格的に検討するには至っておりませんでした。今後事業化するに当たって、既存の施設の強度、スペース、日射条件、費用対効果など諸条件をよく研究し、新たな負担を伴うことなく実施してまいりたいと考

えております。

また、今後新設する公共施設については、環境への配慮という視点のみならず、地域防災拠点の自立電力確保という観点からも、設備の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 県とか政令都市などではそういうことをやっているけれども、町村ではないということでもあります。今後、庁舎をつくるときに防災のそういうところとか、あるいはそういう形で進めるということによって理解してよろしいですね。

次は学校教育について、最後になりましたけど、いじめ、体罰などについて教育委員会の見解、今後の取り組みは、児童相談所とか警察。それから教員の多忙化のストレスや病気などの対応についてはどうされているのかということによって質問したいと思います。

今、北方中学校は、ある保護者の人に言わせると、あるいは一般の人からでもですが、大変荒れているということをよくお聞きして、私は中学校に行ったら、ある人が、昼の給食の時間に来なあかんと言われたり、見に行ったりしてもなかなか中に入れなかったんですけども、そして2月25日のときに、私の車の時間ではかかっていましたら3時6分ごろに、北方郵便局の南の通りをずっと北のほうへ行く北方中学校の学生が3人、男の子たちが歩いていて、石が置いてあるんですけど、2人で石ころを拾って1人の子に投げる。それで、「何でそんなことをするの、したらあかん」とか言ったら、「石合戦をしているんや」と投げている子が言いました。しかし、合戦というのは両方お互いに石を投げ合うのが合戦ではないかと思っているんですけども、そういうことを含めて、今問題になっている大津市のいじめの中学生の自殺や、あるいは大阪の桜宮高校の体罰死の問題もあって、またその後もいろんな問題、いじめによる自殺なんかも起きているわけですけども、こういうことに対して、本当に北方中学校は荒れていると言いながらも今のところは死者が出ていない状況の中で、そういうことを含めて教育委員会は、教育基本法やいろんな法律があるわけですけど、体罰に関しては学校教育法の第11条で体罰は禁止をされているわけですけども、いろんな戦前からの歴史的なものがあって、ついたたいちゃったり、頬を殴ったりとかいうことがあるということも言われていますし、それをやれることによって大変自分は元気になって、またやらないかんということも言われている、本当に体罰にしてもいろんな問題が、その人の受け取り方によってはいろんな差があるわけですけども、その辺について学校教育法では小学校、中学校、高校生までにどんな教育の目的というのが書かれていますので、それに合った教育をするということと、今貧困の格差が大変激しい中で、すぐいじめちゃうということになっちゃうんですよね。

いじめられていたら今度はいじめる側に回ったりとか、そういうこともありますので、学校の先生たちも大変だと思いますけれども、教育委員会の見解、そして今後どういうふうにかこういった荒れている中学校を立て直していくのか。そうすることによってすぐに児童相談所に送るのではなくて、学校の中で話をされて、やっぱりこの子は相談所に送る、あるいは警察に通報したら

いいのではないかとということをぜひ考えていただきたいと思います。

そしてもう1つは、教員の多忙からのストレスや病気の対応についてですが、これは12月25日の岐阜新聞の朝刊に載っていたと思います。全国でどのくらいの数の先生たちが休職をしているとかということが載っていました。間違いなければ岐阜県で精神疾患でお休みをされていらっしゃる方は81人もいらっしゃるということで、単純に考えれば1人ぐらいいは各町なりにおってもいいのではないかと思います。本当に先生たちもかつてと違って、研究校であるとか指定校とかいう形でそういうことをやらないといけないとか、本当に上からの部分が大変多くて大変だと思うんですけど、そういうことを含めて本当によくやっていたらいいんだけど、いじめであるということも言っても、そんなこと何とかしろとかいう形で済まされてしまうということで、その先生たち自身が子供たちを教育するに当たって、自分みずから精神的な疾患であるということでは、教えることもできないのではないかと考えているわけです。

もう1つの問題は、これもある保護者が話をして、真実かどうかわかりませんが、担任の先生に対していじめをやって、その先生が病気でお休みをすると違う先生が来る、その先生にはよいしょしていい子たちであるというような話をされていましたが、本当にそういう個人差がありますけれども、こういうことを含めて、本当に教員というのはかつてと違って多忙であるわけですので、何とか少しでもこれを軽くしてあげることができないのかという思いがすごくしているわけですが、こうしたことに対して、教育委員会としては教員の多忙とか、あるいはストレス、病気、そういうものに対してどういうふうに思っていたらいいのか質問したいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 大変子供たちの姿で御心配をかけておりますことをまずもっておわびを申し上げないかんと、こんなふうに思っております。

全国的な傾向として、昨今の子供たちの生徒指導上の問題というのが、これは昨年新聞にもデータとして、センセーショナルな報道がなされました。ちょっとその数値を最初に申し上げておきますと、全国で暴力行為が約6万件、それからいじめの件数が7万件、それから不登校の数が11万7,000人と大変大きな数値で推移をしております。昨今の傾向を見ますと、対教師に対する暴力、対教暴と私どもは言っておりますが、全国的に非常に多くなっております。

それから、もう一つの傾向として、一つの学校の子供たちだけで処理できない広域化が進んでおりまして、こんな話をしているのかどうか、これ議事録に載りますけれども、昨年、本巣市で2人乗りのバイクが車と衝突をして瀕死の重傷を負った。運転者は本巣市内の中学生、同乗者は北方中学校の生徒というふうにつるんでいる傾向が見られます。つまり、1校ではどうにもならない状況というのが昨今の生徒指導上の問題であります。したがって私どもは、まず、警察とか、児童相談所とか、こういうところとはもうとっくに連携をとりながら広域化に対する防止策を考えて進めているということをお理解いただければというふうに思っております。

さて、それでは北方の町内の、特にいじめ、体罰の問題が出ておりましたから、この件に絞っ

てお答えをさせていただきますが、まずいじめの現状についてでありますけれども、平成24年度、今年度でございますね。2月分の報告が上がってきておりますから、2月までの状況を申し上げますと、いじめの件数は小・中合わせて11件ございます。そのうち解消しておりますのは9件、解消していない継続指導中のものが2件、これは中学校ばかりでございます。

次に、その要因と対策ということになりますけれども、要因につきましては、まず、既にこれはさまざまな形で言われておりますから、私が一番大事だと思っておることを1点だけ申し上げますと、子供たちに安心して落ちつける場、そういう居場所、それからもう1つは、自分自身が周りの友達とか周りの人々から、つまり他人から、値打ちのある人間だと自分自身がそういうふうに思う、これ自尊感情といいますけれども、そういう感情を満たしていくような指導が大事。つまり、そういうものに欠けているからついつい相手をいじめてしまうとか、暴力行為に走るとか、つまり自分の憂さ晴らしをそういう形で行う傾向が強いというふうに言われております。

まとめて言いますと、居場所、あるいは自尊感情の欠如がそういうことにつながっていくと、したがって、対策ということになりますと、裏返しでございます、自分は周りの人々から大切にされて、大事な人だと思われていると、こういう感覚、感情というものを育てていくことが大事であるというふうに私どもは思っております。

そこで、そのために一番大事になることは、日々生活しております学校内での、つまり学級での人間関係の情勢、つまり学級づくりを大事にしていかなければならない、このように思っているところでございます。

そしてまた、そういう取り組みをしてきているつもりでもあります。しかし、前回にもお話ししましたけれども、子供たちの価値観も多様化しております、一筋縄ではいかないというのが現状でございますから、いろんな知恵を集めて進めております。教師だけではとてもとても今日の子供に対応することができない、家庭、地域ぐるみで取り組んでいく必要があるだろう。したがって、批判はできるけれども、協力するという姿勢を多く持ってほしい。今、一億総教育評論家時代だと言われております。いろんな形で批判はありますけれども、どうかいろんな形での、今度は協力をお願いしたいというふうに思っております。

一方、体罰でございますけれども、体罰は2月現在までで1件の報告が上がってきております。この体罰の問題につきましては、単に法律で禁止されているからやってはいけない、そういう表面的な理解を私どもはしておりません。体罰を行うということは、行為そのものが子供の人権、あるいは子供の人間性を否定する、そういう行為である。そればかりか、みずからの指導の至らなさをそういう形で発露してしまう、つまり自分の指導の至らなさだというふうに理解をしなければいけない、こんなふうに思っております。したがって、決してあってはならないという前提に立ちまして、機会あるごとに北方町の職員には体罰をしない、させない、許さない、こういう姿勢で臨むように指導をしているところでございます。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 教育長に答弁をいただきましたけれども、確かに批判者が多くなっています。そして、協力をしないといけないということでもありますけれども、学校の側も地域と、あるいはまた社会も含めてですけれども、何とかうまくいくようにしてもらわないと、批判は一方では受ける、そして学校の側も何か殻に閉じこもったような感じを受けないでもないわけですよね。そういう中で、本当に開かれた学校にするためには、自分たちはこういう問題を抱えている、どうしたらいいとって、地域にもお話をしてもらって、地域の人と一緒にあって本当に北方町の将来を担う子供たちをつくっていくということをやらないと、私はだめだと思うんですけれども、そういうことでどうでしょうか。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） そのとおりでございまして、学校を開かれた学校にして、そしてどういう悩みを今持っていて、どういう協力を求めたいのか、こういうことを地域に発信していく、そういう状況をつくる必要があるだろう、こういうことが大変大事なことだというふうに私も思っておりますので、議員がおっしゃられたことそのとおりでございまして、またそういうことも含めて指導してまいりたいというふうに思っております。

それからちょっと私、抜かしてしましまして、教員のストレスについてお答えをさせていただきます。

この場でお答えをさせていただきますけれども、議員御指摘のとおり、これまた全国的には非常に多くの先生方が病気休暇、あるいは休職ということに追い込まれている先生方が多くおみえだというふうに私どもも理解をしております。推移を見てみますと、病気休職者が平成13年度では5,200人、うち精神疾患、鬱病が中心だろうというふうに思いますけれども約2,503人、2,500人程度お見えでございました。それが22年度では、病気休職者数は8,600人を超えております。しかも、そのうちの精神疾患は、要するに鬱と思われるのは5,000人を超えております。2,500から5,000に倍増しています。こういうふうに、大変先生方は実は苛酷な勤務状態にあるというふうに私どもも見ております。

実際北方はどうかということでございますけれども、この平成24年1年間に4名の病気休暇、休職者を出しております。そのうち精神疾患と思われる病気休暇者、病気休暇というのは大体3カ月以内と思っています。3カ月を超えますと休職に入ります。そういうふうに理解をしていただきまして、そのうち3名が精神疾患というふうに思われる。こういう状況にあります。

それで、今申しましたように、議員も御指摘のとおり子供の指導に行き詰まっています。子供たちが言うことを聞いてくれない、そのことに悩んで心の病になっていく、そういう職員が1名おりました。あとの2名は家庭的ないろんな状況がございまして、一概に学校だけの問題ではなくて、そういう家庭のストレスなどもしよい込んで精神疾患になったというふうに私どもは理解しておりますけれども、1名の者が学校の子供の指導の行き詰まりによると思われる精神疾患であるというふうに理解をしております。

それでは、その対策はどうなるのかということでございますが、これについては、私は何とい

っても教師と教師の対話が大事だろう、こういうふうに思っております。ところが、最近の学校生活というのは大変多忙でございますから、誰もが自分の目の前のパソコンで仕事をしているんですよ。私も入っていきまして、こんにちほと言いますけれども、みんな黙々とタイプをたたいている。ですから、悩みがあってもなかなか相談をかける相手がいない、これが現状なんですね。それで一人悶々としているうちに病にかかってしまうというケースがありますから、もう口酸っぱく校長さん方をお願いをしておるんですけれども、定例の職員会とか、定例の学年会とか強化部会とか、そういうこととは別に、教師と教師が自由に語らう、そういうゆとりの場を設けてください、こういうことを申し上げております。そういうゆとりの場で、実は私きょうこういう指導をしたけれども、なかなかうまくいかなかった、どうしたらいいでしょうね、こうやって相談をかけて、先輩の先生方から、そういうときは俺もあつたけれどもなあ、こういうふうにするとうどうやろうというコミュニケーションの場を設けることが大事ではないか。あるいは職員厚生日、これも私はつくってまいりましたけれども、月に1回は職員厚生日を設けて、大いにストレスを発散できるような、軽スポーツを行うとか、そういうことがあっていいんじゃないかな、こんなふうに思っております。

いずれにしても、職員が自由に語らうような場を設けて、抱え込まない、1人の悩みが共通の悩みという形で受けとめて、指導していく体制をつくっていくことが大事ではないかというふうに考えておりますので、御理解をいただければありがたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、教育長から答弁をいただきましたけど、本当にそうだと思います。かつては鍋ぶた方式ということで、校長以下みんな同じことでやって、うちはこういうクラスであつたけど、あんたのところはどうやとかと話ができたんだけど、今は縦系列になっている管理教育が進められている中で、なかなか話し合いができないということでもありますので、そういうゆとりある学校にさせていただきますように。そして、北方の将来を担う子供たちですので、ぜひいろんな問題起きないようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） はい、ありがとうございました。

ただ1点だけ、ちょっと誤解を招くといけませんので答弁させていただきますが、今の学校体制は管理教育というふうにおっしゃいましたですけれども、決してそうではない、民主教育でございますので、その言葉だけちょっと訂正させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○10番（日比玲子君） はい、ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

次に、安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問、岐阜関ヶ原線、グリーン通り沿いにおける調整区域から一部市街化区域への編入、見直しの考え、そして快適な住環境の整備について。3つ目が、今後のエネルギー並びに原発政策と原発事故に対する体制について、この3点をお聞きしていきたいと思えます。

それでは、まず1問目でございます。

県下で最も行政面積が小さな町で、産業、資源の薄い町が区画整理事業、下水道事業、生活、物流の根幹となる幹線道路などのインフラ整備、福祉サービス、保健・医療の充実など、安心して健やかに暮らすことができるまちづくりなど積極的に推進したことにより、県下有数の暮らしやすい町となっております。

さて、本町は平成23年現在、市街化区域が434.8ヘクタール、構成比が84.1%、市街化調整区域が82.2ヘクタール、構成比15.9%、合計517ヘクタールとなっております。本町は、昭和38年6月13日に岐阜都市計画区域に参加をし、芝原、高屋、柱本、加茂地区などの土地区画整理事業を推進、また今、高屋西部地区では新たな市街化区域の拡大がなされております。それらの事業によって、町の南北を貫く町道3号線（グリーン通り）などの都市計画道路や、東西に貫く主要地方道岐阜関ヶ原線並びに幹線、生活道路網の整備等により、市街化区域ではすぐれた良好な住環境が得られることにより、人口減少社会の中、北方町をついの住屋として選択する人が目覚ましく、一方沿道には、大型店を初め沿道店舗並びに事業所等の進出が数多く見られます。それらのことから、引き続き快適な住環境の整備は無論のこと、資源が乏しい町が豊かな町を目指す中で、都市機能・基盤の拡充が強く求められております。

昨年4月1日、かねてから悲願となっておりました島有料橋が無料化になりました。それによって、主要地方道岐阜関ヶ原線では3倍強の通行量を数えるに至り、このことは本町にとっては、人や物が流れ集まることは、店舗、事業所などの新たな進出、雇用など、まさに千載一遇のビッグビジネスチャンスであり、本町の第2の夜明けと言っても過言ではありません。

そこで、主要地方道岐阜関ヶ原線、曲路東2丁目調整区域内の沿道200メートル、町道3号線（グリーン通り）高屋勅使2丁目など調整区域内沿道600メートル区間の沿道において、市街化調整区域から市街化区域への一部見直しをすべきものと考えますが、いかがでしょうか。資源が乏しいこの町にとっては、この沿道は一等地であり、宝であります。御答弁をお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員お尋ねの一部市街化区域への編入についてお答えします。

北方町を東西・南北に縦断する幹線道路は、交通量が非常に多くなってきております。商業・事業等施設用地としては、大変便利な用地となってまいりました。議員御指摘のとおり、町とし

ても、市街化調整区域内の2路線の沿線は、発展の可能性を秘めている非常にポテンシャルの高い区域と考えております。

しかしながら、この区域は、農業振興地域の農用地に指定されており、市街化調整区域でもあるため、現時点では民間開発することは難しく、商業・事業等施設は未開発となっています。仮に農用地区域除外ができたとしても、市街化区域には居住地に転用可能な用地もあり、今後人口減少が予測されている現在では、市街化区域の拡大は困難であると思われます。

とは言うものの、町の骨格となる主要幹線道路が通過交通のための道路では、町にとって非常に残念なことであります。町としても、この地域については将来の北方町の発展に欠かすことのできない地域と認識しておりますが、土地所有者並びに耕作者等の農業関係者及び岐阜県と慎重に協議し、今後の土地利用について考えてまいりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、市街化区域への変更、なかなか難しいよという御答弁であったと思います。ちょっと蛇足なことかも知れませんが、先日もちょっと共立総研、あそこの人とちょっといろいろ話をしております、北方町の課題って、これだけインフラできてどうなんでしょうね、今後という話をしました。プロ中のプロでございまして、今、人口減少社会ですね。そういった中で、都市間競争が本当にますます盛んになってくる中で、この矮小な土地しか持っていない、資産が余らないという北方が生き残るのは何でしょうねという話をしたら、ずばり一言、安藤さん、土地ですねと一言言われました。今、開発区画整理等でいろいろ新しいおうちができたり、人が来るということになると、先ほども申しましたように人や物の流れがどんどん活発になれば町は発展するだろうし、当然人や物が動かなくなれば町は衰退しますよと。だから、北方はもうこれしかないですよということをはっきり言われたわけでありまして。

うわさ、伝聞であります、いろいろ医療法人がそういったところに進出したいとか、そしてまた、大手車屋さんのディーラーがぜひそこに出たい、そういう話もいろいろ僕も聞いてきますが、知らん間に霧が晴れるがごとく、そのうわさは、今課長のほうから申されたように、なかなかその壁が厚いということで、突破できないというのが今現状であると思います。

しかし、今の共立総研の話じゃないんですけど、これから北方町の我々、いずれ先人の人ということを書いていただける時代がまた来るかも知れませんが、そのときに北方町の礎をしっかりとつくっていかないと、あと20年、30年したときにどういうことをやっておったんやということでは大変困りますので、時間がかかるかも知れませんが、ぜひそういった風穴というんですか、そういったものをぜひつくっていただけるように、未来の子供たち、未来の北方町の町民にも20年前の人ようやってくれたと言われるようなことをぜひお願いをしたいと思っております。いずれ我々も上へ行ってしまいますが、そういうことのためにもぜひお願いをしていきたいなと思っております。

それでは次、2問目に行きたいと思っております。

農林水産省の統計によりますと、全国の耕作されていない耕作放棄地は約38万ヘクタール、おおよそ埼玉県と同程度であると発表をしております。耕作放棄をする理由は、体力の衰え

や後継の問題などが上げられますが、一番大きな理由は、労力の割にはお金にならない、いわゆる商売にならないということにあります。そういったことから、先ほどの耕作放棄地38万ヘクタールとなっており、山間部の田畑では森になり、自然に返っていつているようでもあります。

その一方、都市部の耕作放棄地、休耕地では、住宅地の中にぽっかりあいた空間に、背丈を越し、屋根に届くほどの雑草や、木陰をつくるまで伸びた木々が間々見られます。このような空間は自然との調和のとれた環境ではなく、住民にとっては大変迷惑なものとなっております。

国土交通省では、良好な都市環境を確保するため、三大都市圏において、市街化区域内の農地で該当する区域について、農林、漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る目的で都市計画に生産緑地を定めました。それらによって農地が生産緑地に指定をされれば、固定資産税が農地として課税されるので安くなるわけでもあります。あいにくこの岐阜地区では、その制度を利用することはできません。

今、都市圏では、耕作放棄地、休耕地を地主から借用して、オーガニックファーム、農薬、化学肥料をできるだけ使わず、生き物との共生を目指す有機栽培の農園が市街化区域の矮小な圃場を利用して営農をしております。

そこで質問をしたいと思います。市街化区域内での耕作放棄地、休耕地の数、面積は一体どのくらいあるのでしょうか。また、その中で明らかに環境保全、手入れが全くされていない土地について、今後どのように方向づけ、再生のお考えをお聞きます。

次に関連いたしまして、昭和52年北方町条例施行、あき地の環境保全に関する条例について質問をいたします。

施行されてから既に35年ほど経過をしておる中で、私たちを取り巻く暮らしは大きく変貌をし、さま変わりをしています。少子・高齢化、核家族化などに伴い、高齢者のみの家族や、親族が近くにいないということで宅地、農用地の管理が行き届かない、いわゆる雑草が伸び放題、ごみ捨て場になっている空き地が急激にふえており、近所トラブルのもととなっております。

現在この条例では、管理不良の状態にあるときは所有者に対して必要な助言、または勧告を行うことや、所有者の申請により環境保全上必要があると認めるときは、雑草の除去を行うことができ、その費用は所有者の負担とすると定めております。このように、所有者の申請がなければ雑草地の除去ができないことになっており、現条例のままでは助言・勧告に従わない所有者との間では問題解決につながっておりません。

そこで、改善されない所有者には弁明の機会を設けた上で、従わない場合には、最終措置として何らかの執行が必要と考えられます。一歩進めた条例改正が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） それでは、まず市街化区域内の耕作放棄地、休耕地についてお答えします。

当町では、耕作放棄地や休耕地については、毎年農業委員会の各地区委員が農地パトロールに

より把握した後、農業委員全員で確認を行っております。農業委員会で把握できた市街化区域内の筆数と面積ですが、14筆あり、面積は約4,790平米になります。それらの農地につきましては、現地確認後、農業委員会より所有者に当該農地の利用方針や意向調査を実施して、改善を図るようにしております。今年度の意向調査結果につきましては、売る相手を探している、貸す相手を探している、みずから耕作する等でありました。今後も、耕作放棄地や休耕地につきましては農業委員会にて調査し、所有者へ文書を送るなどし、適正管理されるように啓発してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、空き地の保全についてであります。空き地の雑草による相談や苦情については、空き地の環境保全に関する条例に基づき、土地所有者に文書による助言・指導・勧告を行い、所有者が雑草を除去するか、所有者からの申請により町が除去を行うなど、近隣の生活環境の保全に努めているところであります。

平成24年度の実績では、土地所有者への指導の通知を39件実施しております。そのほとんどが改善されておりますが、ごく一部の方については、理解が得られず対応に苦慮している事例があることも事実でございます。民地に繁茂した草や木については、町が除去することはできませんので、今後も土地所有者に対し粘り強く指導をしてまいります。

また、道路上に伸びて道路管理上危険であり、緊急性を要すると判断した場合には、消防団等、地域貢献活動やボランティア等による除去ができるように努めてまいります。議員が述べられたとおり、現行の条例では勧告までとなっており、勧告に従わない方への対応については、近隣市町村の状況を調査・研究し、検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、耕作放棄地・休耕地の面積をお聞きしましたら、結構あるんですね。4,790平米ということで、5反ぐらいあるのかな。市街化区域の中にぽっかりそういった土地があるわけで、僕も毎朝時間が今しっかりありますので、朝晩散歩を結構しておりますけど、やっぱりそういうところには、いろんなものがほかってあるんですね。特にコンビニだとかそういうものがあると、そのまま捨てて本当にごみ捨て場的なことになっておるということで、大変見ても何か環境余りよろしくないなあという気がするんですが、先ほども少し説明させていただいたんですが、今、都市圏でオーガニックファームということで、今一生懸命やってみえる方が多いんですね。こういう方というのは、本当の農家の方じゃないんで、農地がやっぱりほしいということで、なかなか今、消費者が北方は結構多いもんで、北方でそういう農地を利用して、今言ったオーガニックファームを展開したいという方もお見えになるんで、ぜひ今の放棄地をそういう方に手入れしていただくと、非常に雑草の問題やらいろんなことがなくなって一石二鳥になるんで、ぜひそういうことを北方でやりたいという、目指したいという方に、また応援をお願いしたいなと思います。

それで、空き地のほうも、御答弁聞いておりますと条例の改正、大変難しいよということで、ちょっと一歩先には進めないのではないかとというようなことであつたんですが、本当にこれから

独居の方やいろいろな方が見えてきて、そういった管理ができません方がどんどんこれからふえてきますと、いつまでも今の消防団に頼るとかということになると、いっぱい出てくると大変なことになってくると思うんですが、うちの近くの事例をいいますと、先ほど申されましたように、道路から側溝を超えたもっと北、1メートル50ぐらい、ことしもずうっとあの6メートル道路に草がはみ出ているということで、それで今、課長さんのほうからも一生懸命やっていたんですけど、結局消防団の方がやっていたのがことしの正月明けということで、雪が降って雑草はびしゃっとなって、そんな状態のときに刈り取っていただくということですので、子供たちの通学道路にもなっていますので、完璧に道路を出たところについては、強い指導をしてできなかった場合でも、ある程度町のほうでやっていただければかなということを思いますが、いかがですか、その辺は。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 危険箇所ということで、町のほうが民地の草を一部でも町の費用で刈るとなると、これはほかの方が空き地を保全するのに業者に頼んでお金を払ってみえになる方もお見えになるんで、町のほうとして処分するということはできるだけ避けさせていただいて、今いるボランティア、地域貢献活動のほうにできるだけお願いをして作業をしてまいりたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、税の公平化ということで、当然だと思います。だから、こういったことを進めないと、こういうことが出てくるんですよ。だから、一遍ちょっと検討してもらえんですか、これ。今後のこともありますので、お願いいたします。

それでは3つ目、最後の質問に入りたいと思います。

昨年末、総選挙において3年3カ月ぶりに自公連立政権が復権をしました。経済再生、増税と社会保障、原発とエネルギー政策、外交など、重要課題に自公連立政権がどう向き合っかじ取りをしていくのか、国民の注目が集まります。

中でも原発とエネルギー政策においては、前の政権が掲げた原発に依存しない社会の一日も早い実現、原発40年運転制限、新設・増設は行わないなどの原則を踏まえた上で、再生可能エネルギーの導入促進などを念頭に、30年代に原発稼働ゼロが可能となるようあらゆる政策資源を投入するとしたエネルギー環境戦略からはハードルが下がり、かなり後退した政策になってくるのではないのでしょうか。将来はともかく、当面は脱原発ではなく、原子力規制委員会が安全と認めた原発は次々に再稼働をし、再処理工場を中核とする核燃料サイクルの確立、新設・増設においても認めるのではないかと凝視をしております。

1月6日、社協の地域福祉事業として、ドキュメンタリー映画「普通の生活」の上映並びに講演会がありました。朝目覚め、家族が顔を合わせ、言葉を交わし、和やかな中で食をする、これが私たち誰もの普通の生活であります。映画の中では、空気のようにあつて当たり前、当然の普通の生活が見られませんでした。

今、福島では3・11福島第一原発メルトダウン事故により、ふるさとのまちへの立ち入りを禁じられ、強制的に避難をさせられている人が現在8万6,000人を数え、離散した家族、暮らしが根こそぎ奪い取られた人は16万人に上っている状況が続いております。

昨年夏から、計画的避難地域（年間20ミリシーベルト）から外れた市町では、帰町、帰村が進められていますが、除染、インフラ整備が遅々として進まないため、多くの住民が町へ戻らないという選択を今しております。再開された学校では、1割から3割の子供しか戻らず、学校自体が成り立っていない。町や村が今壊れています。

昨年9月10日、岐阜県では、敦賀原発で福島と同程度の放射性物質が放出される事故を想定した拡散シミュレーション結果を発表しました。福島でも適用されている計画的避難区域の目安とした年間20ミリシーベルト以上となるまちは25市町、50万人にも及び、北方町も含まれました。内部被曝、外部被曝の恐怖、人体への影響は大であり、福島と同じようにふるさと北方を追われて、数年は戻れないということが絵そらごとではないと強く思います。

1945年8月、広島と長崎の2つのまちを一瞬にして壊滅させ、無差別に多くの人を命を奪い傷つけ、豊かなまちを死のまちに変えました。原爆は今なお、あのときの黒い雨が人々の体、暮らし、心を苦しめています。

我が国は、核戦争による世界で唯一の被爆国であり、1954年3月の第五福竜丸での被曝、そして今回の原発事故での被曝、私たちは核の恐ろしさを身をもって知らされているわけであります。

原爆と原発は別物であると思いましたが、私たちはようやくそれらの大きな間違いに気づきました。原子力発電を核の平和利用という名のもと強く推進してきたわけでありますが、多消費型経済社会の繁栄のみに目を向けてきたことによるものと思います。

今回の福島第一原発で学んだことは、たとえ経済効果が期待されるとしても、リスクの大きい政策は大きな犠牲を払う可能性の覚悟が要ることです。住民の犠牲の上に経済が優先されていいわけがありません。近代的進歩主義の限界と終えんを今回の事故に見ました。今こそ社会の変革を加速させ、脱原発社会の流れをとめてはならないと思います。

そこで幾つかの質問をしていきたいと思っております。今回の政権交代を受けて、エネルギー政策、原発政策が見直しをされていくように思えますが、今後それらのものについてどうあるべきか、町長に改めてお考えをお聞きいたします。

次に、国は県と原発の半径30キロ圏に含まれる自治体について、法令で定める3月18日までに原発事故の防災計画の策定を求めています。北方町は30キロ圏外ではありますが、さきに示した計画的避難区域、年間20ミリシーベルト以上となる可能性があり、避難先、移動手段的確保、要介護者の避難誘導、避難指示の連絡体制、甲状腺被曝対策、物資供給や医療活動での自治体間の協力など防災計画で考慮すべきものなど、町独自の原発事故の防災計画が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

次に、岐阜県が行った敦賀原発事故シミュレーション結果について、私たちは県のホームページ、またマスコミによる報道のみ、一方的に知らされたわけであります。何らかの形で広く住民

に説明することが必要と思われませんが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

最後に、エネルギーの分散化についてお尋ねをします。

今後エネルギーの業態そのものが大きく変わっていく中、エネルギーを有効かつ分散化していくことは重要な施策になると思われまます。今後それらの観点から、町の既設・新設の施設において電気、ガス、太陽光、燃料電池などベストミックスのエネルギー選択が望ましい形と思ひますが、お考えをお聞きします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 議員から多岐にわたって御質問をいただきましたが、私への質問は政権交代によってエネルギー政策、あるいは原発政策の見直しが進む傾向にあるけれども、どういうふうに捉えておるかという御質問だと思います。残余については、総務課長のほうからお答えをさせていただきますと思ひしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議員御指摘のとおりに2月28日でしたか、安倍総理が衆議院の施政方針演説を行いまして、安全が保障された原発は再稼働するということを確認に発言いたしておりますし、3月9日の日にBSの朝日放送のインタビューで、原発に直接関係ありませんけれども、憲法9条の改正をするために96条の改正をするんだということを言及しております、今までの歴代の内閣では見られなかった極めて危険な性格を持った政権であるということが、私としては実感を感じさせていただきました。何よりも憲法99条に内閣は憲法を遵守するという遵守義務が規定をされておまして、個人的に改憲を施行するか否かにかかわらず、閣僚を初めとした内閣が憲法改正の方向を示すということは、憲法上禁止をされておるわけでございますから、これによって、今までいろんな自民党の内閣が右から左までありましたけれども、どんな極右的な性格を持った自民党の総理大臣でも、憲法改正に、特に9条の改正に言及をした内閣はありませんでした。ここに私は、安倍内閣の危険性を強く感じておるわけでございます。

いろんな政策を、今脱デフレでアベノミクスというふうに言われておりますけど、安倍さんという名前と経済学のエコノミクスを一緒にした造語なんでしょうけれども、経済政策を積極的に進められております。私も、ぜひこの政策が実を結んで、できるだけ早い機会にデフレ脱却ができればいいなということは思っておる一人でありますけれども、こういう経済政策は、仮に最悪のパターンで失敗をしてもやり直しがきくわけですね。幾らでもやり直しがきく。それは、その期間が長引いて国民は耐えなければなりませんけれども、時の内閣が経済政策、あるいはその他の政策で失敗をしてもやり直しがきくんです。しかし、事平和と命の問題を失敗しますと、この国は滅びるということをしつかりと私どもは認識をしておかなければならんと思ひわけでありまます。

とりわけ、一たび事が起きますと、もう今核戦争ですから、昔のようにやりを突いたり、鉄砲を撃ったりするような悠長な戦争が展開されるわけではありませんから、非常に今危険な状況に進みつつあるということを感じております。つまり平和と命は、私どもにとってはかけがえの

ない財産であるということを考えますと、今の平和憲法をしっかりと守って、危険な方向に行く政治のあり方というものには、警鐘を乱打していかなければならぬというふうに認識をしておるところでございます。

昨年の6月の議会でも議員から原発問題について御質問をいただきまして、そこで概要のお答えはさせていただいておりますので、御認識をいただいておりますけれども、私は、今問題だと思っておりますのは、原発は国策でやっておるわけですね。後ほど総務課長から答弁をさせていただきますけれども、日比さんの質問でも、今、安藤議員の質問でもそうですけれども、北方町でやれる範囲というのは非常に限られておるんです。国策でやるんなら、国と当事者である電力会社ですね、この場合、東北の場合は東京電力ですけれども、これが責任を持って万全を期さなければならぬ。あらゆる原発政策を進めるという方針に変わりがないのなら、あらゆる財力を使って100%安全であるという政策を責任を持って遂行しなければ、そのとぼっちりで、こんな小さな町が原発事故が起きたときにどういう対策をとるかと言われましても、私も含めてみんな素人でございます、いろいろ言われる、プルトニウムとか何とかと言われる難しい個々の内容まで詳しく承知をしておるわけではありませんし、それを防ぐためにどういう科学的な資材があるかということも知らんわけですからね、私は。そのくらいの責任は、原発政策を国策として進めるのなら国がしっかり責任をとるべきである。そのことができぬのなら原発はやめるべきであるというふうに思っております。

特に腹立たしいのは、政府も東電も3つの大きなうそつきをしています。これは、この間も6月の議会でも申し上げたと思っておりますけれども、まず、何よりも原発は安全であるという安全神話、これはもうとっくに崩壊をしておるのに、今なおまだ安倍総理の言葉をかりますと、安全が保障されたら原発を再稼働すると言っているんです。原発の安全なんてないということをしっかりあの教訓から私たちは学ばなければならぬと思っております。

それから、原発は安価、つまり経済性、安くて効率がよくて公害も出さないというお話が言われてきましたね。しかし、果たして原発は安価かどうか。こんな事故を起こして、これからどれだけのお金を費やしてこの原発の被害状況を回復するか、そういうことを考えたら、これほど高いエネルギーはないということなんですね。

それからもう1点は、よく脱原発の運動が激しくなりましたときに、原発がとまったら電気が足らなくなるということを盛んに言いました。しかし、ここ2年、原発はほとんどとまりました。しかし、私たちの生活の中で、昔あったような停電ってありましたか。原発がなくても日本の電力は足りておるんです。どうして足らんかという説明をするかということ、原子力というのは、一度火を入れたら炊き続けなければいかんわけです。それを確保するために、全電力の3割を原発で頼るようなシステムになっておるんです。途中でとめたら、もう一遍再稼働するのにまた時間がかかるわけですから、この3割はとめられない。だから、3割はどんな状況になっても原子力発電所は稼働し続けて発電をするんです。その分、火力だとか水力をとめておるだけのことですからね。原発が3割全部とめたって、火力と水力と現状はフル稼働させたら電力不足なんか全然

起きてこない。こういうことを、私にもわか勉強でございますけれども、今日までにいろいろな専門家の本を読ませていただいて思いました。

皆さん方御承知のように、広瀬隆さんとか明石昇二郎さんという有名な脱原発の学者がいらっしゃいます。このほかに京都大学の小出裕章さんという、これも有名な先生ですけれども、いらっしゃいます。

最近ちょっと余談で恐縮ですけれども、先週の土曜日にふれあい会館で和光会の会合がございまして、公務で行ってまいりました。4時半ごろまでありましたので、その帰りにいつも行く本屋に寄りまして、少し読む本も切れたのでと思って本を10冊ぐらい買いました。その中に、店頭に慶応大学の教授でありました、最近亡くなったんですけれども、有名な加藤寛という人がいらっしゃる。この人は、私どもの立場から言うと大変困った学者で、消費税は導入するわ、小泉改革のときは、竹中平蔵と一緒にあってどんどん差別を拡大したという学者でありましたけれども、この先生が脱原発はすぐしなければいかんという本を出しておるんです。機会があったらぜひ読んでいただきたい。ああいう体質の先生でも、学者でも、原発だけは廃止せないかんということ強く言って一冊の本を死ぬ前に出す。彼の遺言になっておるわけでございます。

それからもう1つは、竹田恒泰といいまして、これはなかなかおもしろい先生ですけれども、慶応大学の講師をしておるんですが、元皇族の身分の方なんです。どういう人かというと、明治天皇の玄孫といますから、孫の孫に当たる皇族出身の方ですけど、この先生も辛辣に脱原発論者、本を出していらっしゃいますので、ぜひ本屋でお目にとまったらお読みいただきたいと思っておりますけれども、この先生は、脱原発を言うと左翼、原発推進を言うと右翼という選別を世間はずると。こんなばかなことを言っている場合ではない。私は、保守のかちんかちんやけれども脱原発なんですなんておもしろいことを書いておるんですけれども、つまりこの先生も、加藤寛さんもそうですけれども、やっぱりこの人たちの根底には、命はかけがえがない。その命を一瞬に奪う原発というような危険なものは、もう廃止しなければならんということで一致をしておるわけでございます。私はそういう意味で、最近読んだ本の中では、この2人の先生の本に非常に深い感銘を受けたところでございます。

これで答弁になりますかどうかわかりませんが、そういう気持ちできょうまで来ましたし、これからも私自身の基本的な原発に対する姿勢は変わらなくて、できるだけ私のような小さな者でもかい性のない者でも、脱原発の運動に力を寄与することができれば頑張っていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私、町長の後でしゃべれんようになりましたが、事務的にお答えいたします。

それでは、残った3点ほどございましたが、答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の原子力災害による防災計画ですが、先ほど議員からお話のありましたとおり、緊急

時の防護措置を準備する区域であるUPZの区域内にある自治体については、法令により策定が義務づけられているわけですが、北方町は、最も近い位置にある敦賀原発からおよそ70キロメートルほど距離が離れております。今の段階では、策定を検討するには至っておりません。ただ、原子力災害対策を考えるためには、かなりの専門性を有することから、岐阜県においても知事直轄の危機管理部門原子力防災室を設置し、研究を行っております。

また、UPZの区域内に入ることが明らかである揖斐川町では、専門員がいないながらも、国が示した基本モデルを参考に、県と協議しながら計画の作成を行っているところでございます。北方町におきましても、高い専門性を持った職員は現在おりませんので、想定する災害規模や細かな基準などを検討することはできませんが、災害対策上、講ずるべき事項については、当然検討してまいりたいと思っております。地域防災計画への記載や個別の計画策定については、国や県の指導並びに周辺市町の動向を踏まえながら取り組んでいくことになると考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目です。県が行った原発事故シミュレーション結果についての住民説明会ですが、県では、要望を受けて2月15日に一般住民向けの説明会を開催しております。9月の結果発表時に県内の防災担当者を集めて検討結果に対する会議を実施しておりますが、その席上では、この結果を受けての市町村の対応については言及されておられず、今後検討するとの回答を得ております。シミュレーション結果の内容につきましては、専門性が高いため、町単独で説明会を行うことができませんが、町民からの要望の声が高まりを見せるようでしたら、説明会を実施していただけるよう県に働きかけていきたいと思っております。

ただ、説明会を仮に実施したといたしましても、実質的な町の動向に対する指針が示されるわけではありませぬので、結果を受けて具体的にどういう行動をとるべきかについては、現段階では示されることはないかと思っております。いたずらに住民感情をあおって、本来とらずともよかつた過剰な防衛策を検討する余り、持ち家率が低い北方町では転出者が続出し、町から人が失われるような事態があつてはならないと、こういう考えも私は浮かんできたところでございます。ただ、事務的と言って大変失礼ですが、当然これは考えるべきですので、啓発事項には努めていきたいと考えております。

最後に3点目ではありますが、公共施設におけるエネルギー利用の選択についてであります。太陽光発電や専門用語でコジェネレーション、訳しますと内燃機関・外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムなど、現在設備関連の技術については多様なものがあり、このうちどれを選択するかによっても効果はさまざまです。

公共施設ですから先進的なものに投資をし、広く住民の模範となるよう設備を整えるとの考え方もあるでしょうし、既に技術的に確立したものを採用することで無駄をなくし、効率的かつ安定的に運用を図るという考えもございませぬ。ただ、我々公務員が事業を進めるに当たっては、最少の費用で最大の効果を旨として、常に費用対効果を念頭に置かなければなりませんので、今後、

新築もしくは改築を行う公共施設については、設備整備後の維持管理、すなわちライフサイクルコストを十分検討し、総合的に判断し、適切に選択をしまいたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 12時のベルが鳴ってしまいまして、時間がもう本当にないんですが、改めて町長のエネルギー政策、原発政策をお聞きして、いささかも変わって見えないと、前よりもパワーアップされたんじゃないかなということで圧倒されました。大変共鳴をいたしました。

ただ、町長、国策ということ、これは事実国策で進められてきたんですが、国策であっても事故をやれば、それだけ我々市民が被害を受けるということは、これはもう間違いありません。どなたがこの原発をやろうが何しようが。ということになりますと、やっぱり住民の生命・財産を守るというのが首長の責務としてあるわけですから、やっぱり町としてやれんことが多いと思います。多いと思いますが、さっき言った説明会だとか、そういったようなことについては、皆さんに警鐘というようなことはできると思いますので、ヨウ素の配布だとかいろんなことは、なかなか難しいと思いますが、そういったことをぜひまた御検討をお願いしたいなあと考えています。

それから、今脱原発を目指す首長会議というのが全国で、札幌の市長を初め70ぐらいの市町の首長さんで始まっております。岐阜県では、今、瑞穂の堀さんが今入ってお見えになると思いますが、またそういった席でしっかり、小さな町でもありますが、そういった舞台からメッセージを発信していただきたいなあと思います。

1点だけちょっとお聞きしておきたいんですが、先ほど2月15日岐阜市の藪田県シンクタンク5階において、この説明会がありました。僕、実は行って来たんですけど、行って来たのも県のほうからの情報はなかなかなくて、当日締め切りの夕方4時ぐらいに連絡があって何とか滑り込みで入って来たんですが、これ町のほうには、こういった県からやるよというようなお知らせというか、そういったものはあったんですか。その1点、ちょっとお聞きします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今、私ちょっと初めて見たんですが、私の認識不足かもしれませんが、私も、本当に恥ずかしながら。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 先ほど日比議員もおっしゃったことが本当に詳しく載っていますので、これの連絡はなかったんですね、町に対して。こういうことをやるよというようなことは。

当日、5階ほぼいっぱいになっていまして、各市町の方も結構来てみえたもんで、北方の方はどなたも来て見えなかったもんで、それでこういったような連絡が県のほうからあえてあったのかどうか、それをお聞きしたんですが、どうですか、ありましたか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私、この場で訂正させていただきますが、私その件についてはちょっと認識不足で、私自身はあったか、ないかの答弁はちょっとこの場では控えさせていただきます。後ほど報告させていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） もし来ていなかったら県のほうに、やっぱり大事なことです。北方の住民も十数人来ていましたし、もし県のほうから町のほうにそういった通達がなければ、これはけしからん話ですので、一遍ちょっとお願いをしたいなあと思っています。

福島原発事故から2年が過ぎて、3・11以降、福島の教訓を生かすような危機管理をしっかり持っていて、引き続きこういった災害に対応していただきますようお願いをしたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

午後の再開時間を1時半といたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時29分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

次に、鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） 議長よりお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

本日は、5つの項目にわたりまして一問一答方式で通告順に沿ってお尋ねをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目でございますが、北方町消防団員の条例定数増の検討に関する内容説明をということでお尋ねをいたします。

あの忌まわしい未曾有の惨劇、戦後最悪の災害となった東日本大震災から2年がたちました。壊滅的な津波被害を受けた沿岸では今も行方不明者の捜索が続く一方、福島第一原発事故で多くの住民がふるさとに戻れる見通しが立たないままであります。

警察庁は平成25年3月6日現在、死者は1万5,881人、重軽傷者は6,135人、警察に届け出がありました行方不明者は2,676人です。また、復興庁まとめて避難・転居を余儀なくされている方は31万5,196人で、長引く避難生活による体調悪化や自殺など、高齢者を中心にして避難所での死亡も相次いでおります。平成24年9月末時点での震災関連死としての集計は2,303人になっているそうです。

このデータの中には、震災直後、津波が迫る中、避難誘導や水門閉鎖のため海に向かった消防団員も含まれており、250人を超える団員が犠牲とされましたことは、いたたまれない気持ちでありまして、改めてお亡くなりになりました全ての被災者の方に御冥福をお祈り申し上げる

次第でございます。

さて、去る平成24年第2回6月定例会におきまして、杉本議員より防災リーダーの育成、防災士資格取得の推進と助成をという一般質問がなされ、これに対する総務課長の御答弁は、防災リーダーとして考えられる人材に消防団員があり、地域に密着し、活動内容は実践的で、消火活動のみならず震災対策等多岐にわたります。

そうしたことから、消防団員経験者をふやすことが重要と考え、来年度以降、消防団員の増員を検討しています。防災士資格取得の助成については、まちづくり活動助成事業の活用を検討してはいかがでしょうかと答えられております。

また、先ほどの日比議員の質問に対する答弁にも消防団員に防災リーダーの資格取得を考えていくとお答えがあり、そしてまた、今月の広報「きたがた」3月号5ページに、防災コーナー特別編といたしまして北方町消防団員募集中として啓蒙がされておりますが、団員の身分や任務、任期、そして防火、防災知識の会得などを紹介する従来どおりの掲載内容であり、報酬の支給内容についても、いざというときに命をかけて任務を遂行しなければならない消防団員に、ちょっとしたお小遣い程度にはなるかとの表現は、増員の検討をされたにしているか否かのものかと、いささか残念に思っておるところでございます。

今定例会の精読の中で御説明いただいたところは、再度のお尋ねとなり恐縮でございますが、改めて消防団への勧誘につきましては、町民と各自治会等の御理解・御協力が不可欠と考えておりますが、町としても女性職員による自主防災女性消防団員の結成など、率先した形のPRも含めた中で、町民にお示しいただけるよう申し上げます。いかがでしょうか。

また、現在審議をしております条例の一部改正と新年度当初予算案、非常備消防費においては、条例定数20増を見込んだ前年比108万7,000円の増額との理解をいたしておるところではございますが、団員の処遇、待遇改善につきましては、国の単価はあるものの、やはり今後は各自治体ごとの、すなわち当町独自のカラー、特色を打ち出していきたいながらの検討をしなければならないと考えておりますが、担当所管で御検討されましたプロセスについて御説明をお願い申し上げます。

1点目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、議員御質問の消防団員の定数改正についてお答えいたしたいと思えます。

消防団員の定数増による地域消防力の強化でございますが、議員より御案内のありましたとおり、昨年の6月定例議会におきまして杉本議員への答弁で、退団消防団員の防災リーダーとしての活用についての構想をお伝えし、この定例会において、団員定数を増加する条例改正について御審議をお願いしておるところでございます。これにつきましては、次の3点の理由があります。

1点目は、先ほどより申し上げておりますとおり、消防団員の持つ防災に対する知識と経験を退団によって埋もれさせてしまうのではなく、その後も活躍できる場を広げることによって、彼

らの消防力の維持と地域における防災対応能力の向上を図るためのものであります。

2点目は、現在の消防団の構成が被雇用者の形態、俗に言うサラリーマン団員の方々が大部分を占めている問題の解決策です。以前とは随分異なってきました、自営業者団員が乏しい現状では、日中の火災・災害に対応できる団員に限られており、消防力の不足が懸念されてきたところです。これを解消するため、本町職員の中から消防団員を選出し、消防の任務に当たらせることでこの不足分を補い、町が果たすべき消防の義務を果たすものであります。この取り組みは、職員の地域に対する郷土愛を深め、かつ役場内における自衛消防力強化の側面もあわせ持っております。

最後の3点目としまして、女性消防団員による消防隊の組織化についてであります。平成11年の男女共同参画社会基本法の制定から十数年余りを経過し、男女共同参画社会が進展する中で、消防の分野においても女性の力が必要とされるようになってきております。日本各地の消防団において、女性消防団員が登用されており、お隣の本巢市においても女性消防団員が配属されております。

また、新年度、平成25年度には、岐阜県高山市において全国女性消防団員の活性化大会が開催されることとなっており、当町でもこの機に女性消防団員を登用し、災害時の要支援者等の支援活動やふだんの広報活動の任に当たっていただくつもりでございます。

女性消防団員の募集は、以前からも行ってまいりましたが、これまで自発的な応募を得るには至っておりませんでした。そこで、本町の女性職員からの登用により、まずは組織をスタートしていく、行く行くは地域の方からも入団していただき、その充実強化を図っていきたいと考えております。

なお、今月の広報紙における消防団員の募集記事におきましては、消防というのは規律厳正で、一般の町民の方には大変かたく古いと、そういう消防団のイメージを柔和なものとするために、先進地、具体的に言いますと岡山県にあるある消防団、活性化した地の事例を研究させていただきました。消防団に対する期待と、彼らのとうとい自己犠牲の精神に対する敬意につきましては、いささかも緩んでいるものではありませんので、御承知おきいただきたいと思います。

また、団の特色化についてですが、消防団の運営は、彼らの自治にその大部分を任せており、町の関与は極力控えているところです。

昨年より、彼らの要望により、荒天時対応のための雨具の支給や消防器具の配備、各種活動における事業費の負担などもさらに充実をさせているところでございます。また、団員報酬などについては、改善すべき余地がまだ残っておりますが、これにつきましては消防団単独ではなく、他の特別職の報酬との均衡を図りつつ、処遇改善に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

ただいま総務課長からのお話のとおり、消防団員の皆さんに防災意識を、今後生かしていけるようなことですか、また被雇用者、サラリーマン世帯の方が多いということから、そういった問題においても考えていかなければいけないというお答え。そしてまた、役場職員から出しいただいて、その話の中でまた地域の郷土愛というような心強いお言葉もいただきましたので、そういった方向性を持って、待遇面におきましても、さらに御検討を積んでいただきたいと思います。ですが、ちなみに、この消防団のルーツというのは、江戸時代の町火消しが起源とされておりまして、地域住民による防災組織で火災や災害など出動するということになっておるところでございます。

今、課長からの御答弁にもありましたけど、ふだんは会社員であったり、自営業、農業に従事するなど仕事を持ちながらの活動ということで、消防操法、救助訓練などに励み、いざというときに備えてくれています。発足当初は、昭和25年ごろになるそうですが、全国で200万人以上だったのが、現在では88万人まで減少して、岐阜県におきましても、現在平均年齢が34.6歳、約2万900人ほどで過去最少を更新中だそうです。県内42市町村のうち30市町村で条例定数を割り込み、うち5市町村では90%に満たないとのことでもあります。

そのような中、当町におきましては、ただいまの課長の御答弁のとおり、町民の生命と財産を守っていただける消防団員の増員を推し進めていただくポジティブな施策に対し、大いに評価をさせていただきたいと思えます。

現職団員の方たちの士気高揚にもつながっていくことと思えますので、県下最少の条例定数がありますが、北方町のキャッチフレーズでもある「きらりと光る町」を発信できますよう、この部分においても担当所管初め、官民一体となって取り組んでいただきますようよろしく申し上げまして、この質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思えます。

2番目でございます。交通安全対策の一環として、先月から始まりました国道157号線や、先日からの町道381号線など道路改良工事におきましては、通行どめや迂回路案内版、そして24時間体制の交通ガードマン立哨と、交通安全対策を第一優先にお考えいただき施工されてまいりますが、柱本地内において開業をされております野口整形外科・内科医院さんでは、駐車場に収まり切らない自動車の駐車に関して、常時ではありませんが、感冒流行等の繁忙期や夕方の時間帯におきまして、糸貫川右左岸堤防道路上や診療棟北側のわずかなスペースに、わかっていることと思えますが、はみ出し駐車をしていて、一般車両の通行の妨げとなっております。

特にこの箇所はカーブになっておりまして、雨降りの薄暮時には大変見通しの悪い危険な箇所であると多くの住民から危惧する声を聞いております。野口医院さんも看板など啓発周知はしていただいておりますが、最終的には個々のドライバーさんの運転モラルの問題であることは重々わかっておりますが、行政としてできる範囲で北方警察署並びに交通安全協会との協議も踏まえていただきまして、そして町内の他の危険箇所も確認をしていただきながら、交通安全対策の一環として御指導等の検討をいただけますでしょうか。同じく担当所管の御見解

を求めます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤防災担当課長。

○総務課危機管理防災担当課長（安藤好邦君） 議員御質問の交通安全対策に関する項目についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、柱本の診療所付近の交通状況は、特定の時間帯に利用者が集中することで混雑をしております。危険な状態であることは承知しております。当診療所では、川を挟んだ堤防沿いにも利用者専用の駐車場を確保、先ほど議員もおっしゃったように自前で注意看板を立てるなどして努力はされておりますが、想定以上の利用者があるためか、この駐車場の許容量を超えて来客があるようでございます。しかしながら、事情はどうであれ、周辺交通の妨げとなっていることは事実でありますので、診療所及び薬局に対し、来客への周知徹底を図っていただけるよう申し入れを行ってまいりたいと思います。

また、警察署や交通安全協会等との連携につきましては、毎年危険箇所共同点検を行っておるほか、交通安全対策協議会の会議の場も設けてございます。折に触れてこれらの迷惑駐車対策について問題提起を行い、有効な解決策を協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

やはり最大の効果を発揮する交通安全対策は、道路利用者のマナー向上であります。道路交通法を誰もが遵守すれば、交通事故は必ずや減少させることができるはずで、法令講習会、街頭指導など地道な啓発活動を粘り強く続けていくことが最も大切な交通安全対策であろうと考えております。今後とも御指導・御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

私の質問内容に対して事実の認識をしていただいた上で、今後の指導なり、そういった効果をはっきり出せる対策に当たっていただけるといことでございますので、この件については、じゃあそういった形でよろしくお願いを申し上げまして、次の質問へ移りたいと思います。

朝日町地内の廃棄物無料回収所は、町長の許可を得て営業されていたかというお尋ねをさせていただきます。

町道3号線、通称グリーン通り、加茂若宮バス停前、朝日町1丁目地内にて業務経営されていきました廃棄物の無料回収所の経営者は、過ぐる2月19日付岐阜新聞掲載の県警初の強制捜査との記事で、廃棄物処理法違反（一般廃棄物の無許可収集運搬業）容疑で岐阜市や本巣市などの5カ所で現場検証を受けた経営者と同一人物であり、今後、この経営者の男性（27歳）や従業員2人の摘発も視野に入れ捜査するとの内容でした。現在のところ立入禁止の看板が立ち、閉鎖をされておりますが、夜中に車がとまっていて、しばらくすると立ち去ったなどの話も含め、多くの住民から今後について懸念をする声が上がっております。

そこでお尋ねをいたしますが、この無料回収所は、自治体の許可、すなわち北方町長の許可を

得て営業されていたのか。また、摘発の可能性が濃いとのことから、今後地権者への啓蒙も含めた当町としての対応についてどのようなお考えをお持ちなのか、担当所管の御見解をお聞かせください。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員お尋ねの朝日町地内の無料回収についてお答えします。

朝日町地内の無料回収所については、町として一般廃棄物収集運搬の許可はしておりません。町は、過去数回にわたり県や北方警察署の担当者とともに、現地調査や業者の代表者に対して調査・指導をしてまいりました。

その中で、平成23年5月に代表者から事情聴取をしたところ、廃棄物としてではなく、あくまでも再利用する商品として取り扱っており、古物商の許可で営業しているとの内容でありました。先般の岐阜市での強制捜査後、業者の代表者が来庁し、今後の処理方法について助言を求められました。そこで、家電4品目については家電リサイクル法に基づく処理をすること。雑鉄等については売り払うことも可能であること。その他のものについては、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理することを指導しました。今後も県や警察と連携をとりながら注意し、状況を見ながら適正排出がされるよう指導してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

私は、そういう許可の種類といいますか、そういうことはよくわかりませんが、今の御説明の中で古物商という部分については聞いたことがあるわけですが、そういったことでその経営者の方が当町へ来られて所管担当のところでそういう話をされていたということであれば、心配をしておった部分については、多少私も今、楽な気持ちになったところでございますので、今後引き続きそういうことで御指導をいただきたいと思います。

既に皆様御承知のとおり、この現場近くでも今157号線や町道3号線、グリーン通り等の道路改良工事が施されておりまして、都市景観事業の観点・視点から考えましても、今後、今御答弁をいただいたように、是々非々の判断に基づいて適切な対応をおとりいただきますようよろしくお願いを申し上げます。終わりにいたします。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

これも所管は一緒になりますが、北方町無料可燃ごみ（生ごみ）処理券が岐阜市内のチケットショップで販売をされていたが、どういうことなのかということでお尋ねをさせていただきたいと思います。

北方町においての家庭ごみの出し方は、可燃物（生ごみ）、空き缶、ガラス瓶、不燃性廃物、ペットボトル、プラ容器包装、衣類、古紙類、乾電池、そして粗大ごみに区分けをされ、それぞれの出し方や地域別収集日が各戸配付のくらしのカレンダーや広報「きたがた」等に掲載され、町民に周知をされておるところであります。

この中で、可燃物を出す際に張る無料可燃ごみ処理券シールは、本町に住民登録、外国人登録

され、自治会加入世帯の方は3月末と9月末に自治会を通じて配布され、自治会未加入の方には役場で交付しています。枚数については、一般世帯が年100枚、単身世帯が60枚、また5人以上の世帯は年30枚まで追加申請をすれば交付が受けられます。

ただいま申しあげましたことは、北方町例規集3,321ページ、保健衛生、北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条に明記をされており、そして、くらしのカレンダーには上記以外の世帯につきましては、有料可燃ごみ処理券1枚100円を役場、または町内の金融機関で購入することになっておりますと書かれております。ところが、私、昨年の12月下旬になりますが、岐阜市内のとあるチケットショップへ立ち寄りしました際、ガラスケースの中に北方町の無料可燃ごみ（生ごみ）処理券、いわゆる青いシール券が1枚50円で販売されておりました、異常な驚きとともに違和感を覚えた次第であります。詳細につきましては何も聞きませんでした、ただただびっくりして店を出たわけでございます。

このショップでの販売につきまして、考えられることはさまざまあるでしょうが、無料処理券の配布を受けた町民が買い取り目的で持ち込んだのでしょうか。当町から転出などの際、不必要となった処理券は返納するなり、ごみ減量世帯報償品に手続をすることなどが本来の形であると思いますが、これも先ほどの運転モラルの話と同様で、自分の物やお金を誰か他人に上げた後のことは、いかようにも自由で法にも触れないといったことなのではないでしょうか。

いずれにいたしましても、この店舗で販売をしているということは、利益を上げているとの理解をしております、もしそうであるならば、これは重大な問題ではないかと受けとめておるところですが、担当所管の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 無料可燃ごみ処理券の販売についてお答えします。

議員が言われるとおり、職員がショップへ確認に行ったところ、実際に1枚50円にて販売されておりました。町としましては、無料ごみ処理券を販売することは、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る目的とはずれた行為として考え、大変残念に思います。しかしながら、法的に摘発することは難しく、売る方、買う方のモラルの問題となっております。今後も、ごみを減量して残った無料処理券につきましては、報償品として交換していただくよう広報等で働きかけてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

担当所管で調査に行っていたということでございます。現実私が申し上げたとおりの金額で実際売っていたわけですけど、本来の意味合いからはずれているということも誰でもわかっている話なんですけど、法的に何ともならないという部分、これは本当に限定というか確定ができない部分なので、何とも仕方がないかなという気はするんですけど、やはり2月12日に開かれました行財政改革問題特別委員会におきましても、このごみの課題につきましては、北方町のごみ有料化検討委員会から町指定ごみ袋、来年度からの有料化ということを導入し、26年度からが望

ましいという提言をいただいておりますが、それに対して担当所管としても今後の方向として、委員会の意見をもとに円滑な制度移行の実現を目指しております。

要は平成26年度から、この今のシールから有料のごみ袋に変わることですけれど、逆に言えば25年度のごみの出し方は現行のシールの形でいくよということですので、今後、このような事案が出ないような努力といたしますか、細心の対応に努めていただきますようお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

何ともならない問題だと思いますけど、やはり実際おかしな話だったということでお尋ねをしたということで、御理解をお願いいたします。では、この質問を終わります。

では、次に、今度は教育長さんにお尋ねをさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

北方中学校に吹奏楽部創設の一考をとということでお願いをしたいと思いますが、ちょうど一週間前に第66回平成24年度北方中学校卒業証書授与式が厳粛なうちに挙行され、192名の卒業生がそれぞれの志に向かって大きく羽ばたいていきました。ことしも箏曲演奏がされる中、一人一人の卒業生が証書を授与され、喜びに満ちあふれた笑顔がとても印象的でした。このように、音楽や音響効果による演出は人の情緒に深い意味合いを持たせ、この場に集った人たちにとっても、いつまでも記憶に残る卒業式であったのではないかと感じておるところでございます。

さて、本題に入りますが、現在、北方中学校には部活動として陸上や野球などの体育系が10部、そして合唱、美術、家庭科、コンピューター、英会話の文化系が5つあるそうです。私は以前から、子供たちの豊かな感受性と自己表現の能力を育てることを目的とする情操教育の一環として、吹奏楽部の創設ができないだろうかと考えてまいりました。

言葉では簡単に言えますが、本腰を入れて考えるとすれば、1つ万単位もする楽器をそろえることや、顧問教師以外の講師謝金、また毎年必要となる修繕などの維持費と財源が必然的となるわけですが、これはほかの何事においても同様であるのではないかと感じておるところでございます。参考までに、近隣市町にて吹奏楽部がある中学校を調べてみますと、糸貫、穂積、穂積北、陽南中と、これは岐阜市でございますが、北方から一番近い糸貫中学校長のお許しをいただきまして、せんだって見学をさせていただきました。

昨年の夏休み以降、3年生の活動は終わりました、先日卒業をいたしたところですが、1、2年生だけで26名、全員女子生徒で毎週土・日の練習とのことで、二十数年以上の歴史と伝統があるそうです。当然、楽器も楽譜もそろっておりますので、メンテナンスのみで、楽器の修繕につきましても学校予算として年平均10万円ほどで、マウスピース、リード、これはちょうどそれぞれが口にする部分のところですが、これの購入は生徒個々の負担だそうです。

顧問教師のほかに、部を立ち上げた当時の先生、OBの方がボランティアとして指導もされておりました。この先生にお話を伺いますと、発足当初の予算については忘れてしまったけど、教える熱い気持ちは変わりませんとのことでした。子供たちも真剣なまなざしで集中し、練習をする姿が言葉と重なり、印象に残りました。

さて、北方中に創設となれば、当町の年間を通じての恒例行事であります社協主催の北方福祉フェスティバルや未来タウンふれあいまつり、文化祭、未来につなぐ心の糧、MSL・MSJサミット等に多数参加をしてもらい、そして来るべき役場新庁舎の竣工式典や、5年には町制130周年記念と、先を見越して今からプロジェクトをしていけば、そのときにはきっと盛り上がりを見せてくれると思いますし、地域貢献という観点からしても記憶に残る成果が出せると思うことと同時に、子供たちの誇りになることは間違いないと考えております。

また、音楽の不思議な魅力で、不登校ぎみだった子供が吹奏楽を始めたら改善されたとの話も聞いておまして、まさしく音楽療法の一環でもあり、違う角度かもしれませんが、いじめ等の問題においても、考え次第では一助になるのではないのでしょうか。そして、中学校生活3年間の中で吹奏楽も学び、体験することで、高校受験の際には志望校選択などのいい意味合いでの影響も出てくるのではないかと、かように思っております。

広報「きたがた」平成24年5月号教育のひろば中で、西原校長が、北方中の教育目標は、高い志を持って生き抜く力を身につけた生徒の育成です。生徒には常に高い志を持ち、目の前のことに全力で立ち向かっていけるようになってほしいと願っていますとコメントをされております。

きょうの質問は、北方中に吹奏楽部創設をとのお願いになりますが、子供たちが高い志を持つための道しるべの一つとして吹奏楽部があっても構わないのではないかと現在思っております。要は、平成25年度1年間で準備期間として、できるものなら26年度から部活動としての指導が実現できますよう御一考いただけますかどうか、宮川教育長さんの御見解をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 北方中学校に吹奏楽部の創設をとこういうお願いというお話でしたが、一つの提言と受けとめさせていただきます。

議員がお話しされましたように、生徒たちが夢や願いなど高い志を持って吹奏楽部に取り組む。そして、必要に応じて町のいろいろな行事に参加をする。それはそれで、生徒はもとより住民も含めまして大変充実感を味わうことでありましょし、また町の活性化にもつながる一つの方法であるというふうにも思っております。大変夢の広がる御提言ではないかというふうに思うんです。ですから、私も本町で一つぐらいそうした吹奏楽団があってもいいのかなと個人的には思っておるんですけども、教育長としてお答えをさせていただくときに、この場ではちょっとためらいを感じているというのが率直な気持ちでございます。と申しますのは、吹奏楽部を中学校にということになりますと、この問題は中学校の教育課程にかかわってくる大きな問題でございますし、つまりもう少し突っ込んで言いますと、教育課程の中には特別活動というジャンルがありまして、この特別活動の時間を教育としてどのように使っていくのかという教育課程にかかわる大きな問題であると、これが1点ございます。

それから、何よりも当の生徒、現在合唱部は8人だったと思いますけれども、大変音楽を志す生徒が少ない現状がありますね。そういう当の生徒の問題や、あるいは先生がどういうふうを受

けとめられるかと、こういうことも慎重に検討していく必要があるというふうに思っております。

また今、中学校の抱えている問題を考慮したときに、果たして精力をそちらにとっていいのかどうか、こういう問題もございますし、部活動、議員がお話しされましたように、体育系10ございますね。これ男女入れますと12になるわけでございますけれども、それに文化系の部活動があるというような部活動の今後のありようにも影響してまいりますし、仮につくるということになりますと、顧問の問題、指導者の問題、指導時間の問題、指導場所の問題、さまざまな問題が考えられます。

そうしたことを勘案いたしますと、せつかくの御提言でありますから、中学校に設けるということがいいのかどうか、あるいはもっと広く中学校だけに限らず、例えば小学生の高学年から大人に至るまで、つまり中学校と限定しないで北方町の吹奏楽団というような、そうした演奏を志す気持ちのある方々を中心にした楽団の編成、こういうことも含めまして一度研究する必要があるのではないかなあと、そんな気持ちを今持っております。

せつかくの御提言でございますから、一度教育委員会といたしましてもそうした研究をしてみる価値はある、値打ちはあると、このように思っておりますことをお話し申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 御丁寧な御答弁をありがとうございました。

なかなかどのジャンルにおいても、本音と建前ではありませんけど、個人的には教育長も参加はオーケーだということで、教育長の立場として今御答弁をいただいたと思いますが、おっしゃられたように、本当にいろんな大きな大きな広がりを持った夢というんですかね、そういうような内容がありますので、今お答えいただいたように本当に諸所の問題は出てくると思います。個人としてあってもいいが、そういう教育活動の課程の中での問題ですとか、当の生徒の問題、そして教師の問題、そういった中で、中学の部活動に限らない部分でのお答えも、そういう気持ちのある子供さんから大人までというお答えもいただいて、検討する価値はあるというお答えをいただきましたので、きょう私が申し上げて来月からできるという話ではございませんので、先ほど申し上げたとおり、時間を要することは当然でございますので、何とかいい方向へ行っていたきたいなということを思っております。

新年度の今審議しております新規事業においても、例えば事務局費の中で知恵を育む体験活動とのことで、またこれも宿泊を伴う活動で、30名ほどのリーダー育成や土曜北方塾などの実施もするための予算案も計上されております。これらについても、十分に議論をされた上で出された考えであるということで理解をいたします。そういった観点から、今後もこの問題について私折を見てお尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお答えをいただきますようお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。お時間をいただきありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず1点目、がん予防の取り組みについてお伺いいたします。

日本はがん大国と言われ、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。厚生労働省の人口動態統計によると、日本では毎年12万人が胃がんと診断され、年間約5万人が亡くなっています。肺がんに次ぐ2番目の多さで、1つは、50代以降の発症率・死亡率が高く、2つ目には、日本や韓国、中国などアジア地域に多く欧米に少ないなどの特徴があります。胃がんの原因については、アジア地域に顕著な塩分の多い食生活、喫煙などの生活習慣が指摘されてきましたが、近年は胃潰瘍の原因ともなっているヘリコバクター・ピロリ菌の持続感染が発症要因とも言われています。

国際がん研究機関は、長さわずか3ミクロンのピロリ菌を危険因子に指定し、除菌治療を進めています。国内では、胃がん患者の約90%がピロリ菌に感染しており、50代以上の男性中心に日本人の45%が感染者との調査報告があります。胃がん検診は、長年バリウムを飲みレントゲン撮影をする方法で行われてきておりますが、この検査方法は煩わしい、また苦痛を伴い、高齢者のバリウムの誤飲事故などの負担が大きく、胃がんの発見率も余り高いとは言えませんでした。

この胃がん検診とは別に、特定健診にピロリ菌ABCリスク検査を導入してはと考えます。このピロリ菌ABCリスク検査とは、血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がんの発症のリスクを明らかにするものであり、胃がんの最大の原因と言われているピロリ菌の有無と、胃がんになりやすいかどうかをチェックするものです。従来のバリウムレントゲン検査よりも、血液で調べるといった方法で、身体的、経済的負担が少なく、胃がん検診の受診率の大幅向上につながると思われます。

また、判定でピロリ菌感染が見つかった場合は、医療機関で除菌や内視鏡検査を受ければ、がんの予防や早期発見につながると思います。ピロリ菌の除菌は、一週間程度薬を服用することで除菌治療を行います。これまで、胃炎の治療としてピロリ菌を除菌する場合、全額自己負担で一人当たり数万円と高額でしたが、2月21日から健康保険が適用され、窓口での支払いが3割負担の人で6,000円前後の負担で済むこととなります。検査を導入し、除菌を徹底することにより、胃がんは減らすことができるのではないかと思います。

そこで、2点についてお伺いいたします。

1. 当町において、胃がんの検診率はどれぐらいありますか。2. 胃がん予防につながるピロリ菌ABCリスク判定検査の導入についてお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの質問につきまして、最初に胃がんの検診率についてお答えいたします。

国の69歳以下における胃がん検診の受診率目標は40%、それに対して平成22年度の国全体の受

診率は約30%であります。一方、本町の平成23年度69歳以下の受診率は23.6%となっております。受診率の向上に向けましては、試行錯誤ではありますが、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、胃がん予防につながるピロリ菌ABCリスク判定検査の導入についてのお尋ねであります。胃がん検診の受診率が低いことから、当課におきましても、動機づけのためにこのピロリ菌ABC検査を導入できないか検討してきました。

この検査は、胃がんになる危険度が低い、ピロリ菌の感染がなく胃の粘膜が健康な方、A群と位置づけます。を精密検査の対象から除外し、ピロリ菌に感染して胃の粘膜に萎縮のある人たち、これをB群からD群に分けられますが、それには胃がんの存在を確かめる内視鏡等による精密検査を受けていただくもので、血液検査でわかる簡便な検査であります。しかし、日本消化器がん検診学会では、この検査をあくまでリスク評価であって検診とは呼んでおらず、検診とは別物であるという捉え方をしております。

また、昨年8月に日本対がん協会が胃がん検診に関する全国の自治体を対象にしたアンケートを実施し、その結果が12月に届きました。それによると、全国でこのリスク評価を導入しているのは2.8%で、多くの自治体は、国のがん検診指針がエックス線間接撮影であること、そしてこのABC評価については現在研究中で、効果が科学的に証明されている段階にないため、見送っている現状であることが報告されております。また、実施したことがある自治体の中には、住民の方に不安を与えてしまったので、検査を現在は行っていないというものもありました。

胃がん検診で受診率が伸びない理由の一つには、バリウムを飲むのがつらいということですので、ピロリ菌ABC評価を初め、受診者に負担の少ない検査について有効性の証明の動向に目を向け、今後も検討をしていくこととしております。

いずれにいたしましても、自分の健康を守る上で一番頼りになるのは、医者や医療ではなく、自分自身であることをしっかり認識することが大前提でなければなりません。検査・検診などにつきましても同様で、例えば御答弁いたしました胃がん検診についていえば、検診費用3,360円のうち2,560円を町が補助し、個人負担分はわずか800円でしかありませんのに、受診率は23.6%と低いのは、いかに自分の健康に対する意識が低いかを物語るものであります。

この事実は、行政の範囲を超えた現象でありまして、町民皆さんの意識改革の必要を痛感するものであり、この点につきましても、さきにも述べましたとおり、意識啓発に工夫を凝らしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございます。

ピロリ菌研究の第一人者である北海道大学の浅香正博特任教授は、若年層でピロリ菌に感染している人は5%前後で、推計では男女とも30代までに除菌するとはほぼ100%胃がんになりません。中学か高校の身体検査などに合わせてピロリ菌検査を実施し、感染者はその段階で除菌すれば、この世代以降の人は将来胃炎はもとより胃がんになることはほとんどなく、医療費の大幅な削減

にもつながります。50代以降の場合は、ピロリ菌検査をし、感染していれば除菌を行い、さらに萎縮があれば経過観察に移行し、萎縮が進んでいない人は除菌後胃がんになる可能性は極めて低くなります。ピロリ菌感染者数の減少とともに発症者数もゼロに近づき、やがて胃がんを撲滅することができると思っていますと言われております。

当町におきましても、胃がんの検診率の受診の啓発をしっかりといただき、また国の動向に注意するとともに、このピロリ菌ABC検査の前向きな御検討をよろしくお願いを申し上げます、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして2問目に移ります。

学校管理下における食物アレルギーについてお伺いいたします。

昨年12月に東京調布市の小学校で、給食を食べた女子児童が食物アレルギーに伴う重篤なアナフィラキシーショックで亡くなった問題を受け、文部科学省は、学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐための取り組み強化に乗り出しています。このため、文科省は来年度予算案に専門家らで構成する学校給食のアレルギー対応検討会議の設置に1,200万円を盛り込まれました。

女子児童は乳製品にアレルギーがあり、おかわりの際に教諭が誤って配った粉チーズ入りのチヂミを食べたことが原因と見られています。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、再発防止に努めなければなりません。

食物アレルギーへの対応としては、アレルギーを引き起こす食材を除いた除去食を給食に提供する自治体がふえています。調布市でも女子児童のために除去食が用意されており、おかわりときには、担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりでしたが、守られませんでした。チェックの甘さが悔やまれますが、担任教諭だけが確認する体制では、人為的なミスが起こってしまうことを浮き彫りにしたとも言えます。給食が子供の口に入るまで、何人もの教諭らが確認を重ねる体制を敷く自治体もあります。複数の目など、ミスを防ぐためのチェック体制づくりも考えなければなりません。

そこで1点目に、当町において食物アレルギーを持つ児童・生徒の現状をお伺いいたします。

また、アレルギー疾患のある子供への対応指針をまとめたガイドラインが、小・中・高校、幼稚園向けと保育所向けにそれぞれつくられています。ガイドラインでは、子供のアレルギー情報と対応を教職員など関係者全員が共有し、緊急時にはショック症状を和らげる自己注射、エピペンを本人にかわって使用するなどの対応を促しています。アナフィラキシーショック症状を緩和できるエピペンを30分以内で打てるかどうかで生死を分けることさえあると言われております。調布市の事例では、学校側が打つタイミングをおくれたことが指摘されています。

2点目には、教職員が食物アレルギーなど多種のアレルギー疾患について正しい知識を持ち、緊急時に備えてどのような対応をしているかお伺いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 学校給食におきます食物アレルギーについて、2点御質問があったというふうに思っております。お答えをさせていただきます。

議員がお話しされましたように、調布市立の小学校で起きた事故というのは、私ども大切な子供を預かる者にしましては大変ショックな出来事でございます、こうしたことが決してあってはならないとこういう立場に立って、学校給食の提供に努めているところでございます。

特に、今回チーズ入りのチヂミを食べてアナフィラキシーショックを起こしていると。新聞等のニュースなどで小耳に挟む、その要因というんでしょうかね、原因になったのが3点あったような気がするんですが、1点目は連携不足という問題、学校内における連携不足ですね。あるいは家庭と、それからお医者さんとの連携。それから2つ目は、子供の要するにアレルギーに関する理解不足というのがある。それから3点目は、いざというときのエピペン使用のためらいというんでしょうかね、これを持っていたにもかかわらず、使うのにちゅうちょしていたと。こういうことで手おくれになったと言われているというふうに聞いております。それはそれで、私どもも十分そうしたことに対する理解を深めながら対応をしまいらなければならないというふうに思っております。

そういう立場に立ちながら、さて1点目の食物アレルギーの本町の現状でございますけれども、各学校では年度当初に調査を実施しておりまして、小・中学校合わせまして101人のアレルギー症状を呈する子供がいて、こういうふうに報告が上がっております。ちなみに、北方小学校は37人、西小学校は13人、南小学校は22人、中学校は29人という現状でございます。

これらの子供に対する対応の仕方ですけれども、大きく2点対応を考えております。1点目は、ちょっとお見せいたしますが、裏側になりますけれども、アナフィラキシーショック、つまりアレルギーに関するデータを全部保護者から、そしてお医者さんと含めて記入してもらっております。つまり、学校と家庭とお医者さん、3者でこれを埋めております。そして、これに基づいて行動を起こすように努めております、学校では。

これはどこから出ている書式かと申しますと、日本学校保健会が作成しておりまして、全国一斉に使っているところは使っておりますが、うちはこれを使用して、これに基づいてアレルギー対策に対応しているというのが1点です。

もう1点は、学校給食関係ですから、調理場のほうで対応をしていると、こういうことでございますが、まず月初めにアレルギーがある子供の家庭に対して、これ全部そうなんですけれども、どういう食材を使って献立をつくっているかという、その食材の記入されている資料をお渡ししております。これで、自分のお子様が何に対するアレルギーであるかということをチェックしてくださいと、こういうことですね。

それから2点目が、できるだけまぜないようにして、はねることがないようにしております。これが給食調理場で工夫していることです。例えばチャーハンでいいますと、普通何もかも入れてかきまぜてやりますけれども、そうすると、中にチーズが入っておったとか、あるいは卵が入っておったとかということでアレルギーを起こす子供が生じますから、もうそういうことをしないで分けちゃいまして、卵、それから肉類というふうに分けて学校に持ってきまして盛りつけをして、そしてアレルギーを起こす食材はその子には出さないようにという配慮をすると。大変最

近は、昔子どもはそんなアレルギーにかかっておる余裕なんてないくらい貧しかったですから、もう脱脂粉乳とコッペパンのようなものを食べて生きてきましたけれども、今はもう食材が豊かでございますから、そういう工夫を本当にやろうと思えますと大変なことなんです、調理場は。

ちょっと余談になりますが、文科省なども考えているのは、一人一人のメニューに合ったものをつくりなさい。これをやりますと、職員をもっともっと増員しない限り個別の給食なんてできません、正直言います。こういう対応で今精いっぱいなんです、でき得る限りの努力をしております。これが1点目です。

2点目、緊急対応ですが、エピペンを使用しなければならない児童・生徒は、幸いなんですけれどもおりません。したがって、エピペンはそれぞれの学校では置いておりません。ただし、緊急ということで、これは中学校の例でございますけれども、こういうようなマニュアルをつくっております。万が一事故が発生した場合にどういうふうに対応するのか。これについて、やはり大切なお子様を預かっておりますから、命だけは決して失わないような精いっぱいの努力をそれぞれの学校が工夫し取り組んでおります。

なお、マニュアルという話でしたが、教育委員会としてこういうマニュアルをつくってということは今のところありません。学校と教育委員会、それから医師会等々の御指導を得ながらそれぞれ連携をして、それぞれの学校で対応をしてもらっているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございました。

教育長のほうからは、学校・家庭・医者ということで、きちっとしたアレルギーに対してのチェック方法がデータ化されているということと、給食に関しては、一つ一つの食材は別ということによけられるような対応で、本当にできる限りの対応をしていただけているということで、ありがとうございます。

私のほうからは、再質問はございませんけれども、東京都調布市での事故の3カ月前の9月にも、同じ学校で卵アレルギーのある1年生の男子児童にオムレツを誤って出し、アレルギー症状を起こし緊急搬送をされておりました。男子児童は転校してきたばかりで、アレルギーの情報が十分に共有されていなかったそうです。また、アナフィラキシーは食物だけでなく、薬物、蜂の毒などが原因でも起こります。今まで症状があらわれた経験がない子供が急に起こす可能性もあり、文部科学省と厚生労働省が合同で開いたアレルギー疾患に対する普及啓発講習会で、いずれの学校でも起こり得る事故を繰り返さないために、特別なことと思わず、日ごろから学校全体で準備してほしいと教職員、関係者に再発防止を呼びかけました。

2009年7月には、教職員が緊急時にエピペンを使用するのは医師法違反にはならないと全国の都道府県教育委員会に通知しています。しかし、どう使っているのかわからない、負担になるなど戸惑う声があります。岐阜県でも垂井町、関ヶ原町の両町では、昨年秋、食物などによる激しいアレルギー反応、アナフィラキシーショックから子供たちを守ろうと、自己注射液エピペンの

使い方を町内の小・中学校や幼稚園の教職員らに学んでもらおうと取り組みを開始しました。当町におきましても、研修会を開き、継続的に使途普及に取り組み、子供たちの安全を見守ることのできる体制をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） それでは、休憩をとりたいと思います。

3時まで休憩をいたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時00分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） それでは議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私、3月10日のかいこまつりに、大変寒い時期で風邪を引きましたが、私も先月70歳、古希を迎えました。初めてこの花粉症という症をいただき、また認知症という症もいただき、多少そのような面で聞きにくい点もあろうかと思いますが、よろしゅうお願いいたします。

そして、この平成24年度最後でございます。ほとんど記憶と記録のない最後の質問をさせていただきます。先ほど申しましたように、ちょっと痴呆症か認知症でございます。済みませんが、よろしゅうお願いいたします。

今の世の中、社会の荒廃、政治不信、経済不況、また自然界の仕打ちと大変な時代だなあと思っております。その一因は、小泉内閣での格差社会で苦しめられ、今回の安倍極右はしゃぎ内閣で、なお一層滑り台社会、あるいは落とし穴社会へと進んでいくのではないかと危惧をしている次第でございます。また、国益を損ねるような非常事態というべき一昨年3月11日の東日本大震災、そのような火急情勢下を、感情にとらわれた政治、いかなげなものかと腹立たしい日々を送っているのであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1点の教育の再生についてでございます。

どれだけの大人が夢や目標を持ち、毎日を生き生きと過ごせているでしょうか。子供たちが見習える生き方をしているでしょうか。子供も若者・大人を見て自分の価値観を形成しています。教育の再生のためには、まず大人が夢や目標を持ち、学び、成長し続けることかなと思っております。そこで質問に入らせていただきます。

過去には、文部科学省が公表した平成11年度の生徒指導上の諸問題により、岐阜県教育委員会ではさまざまな教育課題に対応するため、平成12年度を岐阜県教育改革元年と位置づけ、21世紀において創造的な岐阜県を目指して、個性化教育の推進、青少年の心の教育の充実、県民の学校運営への参画を柱とした教育改革を推進しております。

学校教育においては、教育改革の基本理念を「個性と責任」と考え、豊かな人間性を育むとともに、社会性や必要なモラルを身につけ、社会の変化に主体的に対応できる学習能力を身につけ

た次代を担う若者を育成していくことが大切であると考えております。

今後とも、児童・生徒に社会貢献の大切さや、社会生活を営む上で必要な知識・ルールを身につけさせていくことについて理解をいただきながら、学校と家庭、地域社会、関係諸機関一体となって取り組んでいく必要があると思います。

北方町の小学校・中学校の問題点について、教育長さんにお尋ねいたします。

2点目に参ります。いじめという問題ということでございます。

県の教育長は、過去に瑞浪市立瑞浪中学校2年の女子生徒がいじめを苦に自殺したことについて、いじめが要因になり、子供がみずから命を絶ったことは余りに痛ましい事件で、あらゆる手を講じ、いじめは人間として許されない、いじめられている子供を守り抜くことを子供たちや教職員に強く訴えたいと語っておられました。いじめられたと感じる観点からのいじめ調査を定期的実施する方針を明らかにされました。いじめられた本人がいじめはなくなったと感じるまで、丁寧に対応する必要があるとも述べられました。

県教育委員会が調べた児童・生徒本人がいじめられたと感じた件数は、五、六年前の資料で申しわけないですが、先ほど教育長さんが新しい件数を発表されましたので、それとはちょっと異なりますが、県内の公立小・中学校でその当時でも1万908件に上り、うち解決したのが9,765件、未解決は1,143件だった。文部科学省の定義による件数を大幅に上回り、教育長は、これほど多くの児童・生徒がいじめられたと感じ、それに気づかなかつたことを重く受けとめると過去に発言をされておられました。

最近の県のデータによると、全国47都道府県で小学生1,000人当たりの不登校者数は4.13人、全国6位。中学生1,000人当たりの不登校者数は26.59人、全国で23位という統計が出ています。北方町各小学校・中学校のいじめ・体罰・不登校の現状についてお尋ねします。

3点目です。いじめの起きる原因はストレス発散。いじめを大人に言えない理由は、親に迷惑をかけたくない、いじめがもっとひどくなるのが怖いなどの意見。ほかに、学校裏サイトに中傷や悪口を書き込むネットいじめで、巧妙に陰湿化する現状や、大人になってからもいじめの後遺症に苦しむ声もあり、千差万別です。

いじめでつらいと思っていると、自分の世界に閉じこもって周囲に目が向けられなくなりがち。悩んでいるときは、自分だけじゃない、少しでも心が軽くなるきっかけになればと思います。子供たちのサインを見逃さない、悩みを話せる環境づくり等についてお尋ねします。

文部科学省はいじめ問題に対応するため、全国の小学校約1万2,000校、中学校8,000校、高校、教育委員会に配置するスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを1,000人規模で増員する方針を決めた。自治体レベルで学校の支援を強めることもあわせていじめ対策総合推進事業として、総額数十億円を来年度予算に計上されておられます。

大津市の中2自殺など、各地で深刻化するいじめ・体罰問題を受けて、文科省は対応を急いでいるのです。北方町各小学校・中学校の配置の予定をお尋ねします。

もう1点、全国の公立中学校で臨時採用など非正規の教員は2012年度に11万3,000人と、調査

開始2005年に比べて2万9,000人ふえたことが文部科学省の調査でわかりました。教員全体に占める非正規教員の割合は2012年度に16%、2005年度より4%近く上がった。文科省によると、正規教員の定員は子供の数に応じて法律で決まっている。各地の教育委員会では50歳代の正規教員が多いことから、全体の年齢の隔たりを抑えようと二、三十歳代の非正規教員を採用していると言われます。

一方文科省は、非正規教員は十分な研修を受けておらず、多くなり過ぎるのではと問題としています。そのような指摘をしています。2013年度予算案に正規教員をふやす費用を盛り込み、2014年度以降も増員を目指すと言われておられます。

正規教員が減り非正規教員の増、北方町の現状をお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 大変たくさんの御質問をいただきました。

伊藤議員におかれましては、ことしで古希を迎えられて、お話によりますと花粉症に認知症だということでございますけれども、私も古希を迎えまして、花粉症はありませんが認知症は似ておりますので、どういう答えになるかわかりませんが、5点にわたってお答えをしようというふうに思っております。

まず1点目ですね。5点の中身はこれでよろしいでしょうか。ちょっとざっと書き並べましたが、小・中学校の諸問題に何があるか、これが1点目。それから2点目は、いじめ・体罰・不登校についての現状は何かと。それから3点目は、サインを見逃さない環境づくりをどう進めているか。4点目は、国が言っているスクールカウンセラー等、北方はどういうような配置になるのか。それから5点目は非正規教員の問題と、これでよろしゅうございますか。

じゃあ、1点目から順番に申し上げます。

小・中学校が今抱えております問題は、これは全国の小・中学校の抱えている問題に相通じているというふうに思いますが、まず1点目は学力向上の問題があります。と申しますのは、非常に新学習指導要領の内容は過密になりました。30年前の内容に戻ったというふうに考えております。そのときに問題になったのは、落ちこぼれの問題でした。今回、30年ぶりに30年前の内容に戻りました。しかし、指導時間は減っております。一層落ちこぼれが生じるのではないかと、現場は大変困っております。これに対してどう対応していくのかというのが大きな課題でございます。

2点目は、規範意識の低下ということが上げられます。これはる今まで言われておることですので、省略をさせていただきます。

3点目は、人間関係が非常に希薄になっていて、言葉でコミュニケーションをとる前に暴力で相手を屈服させようという行動が非常に多くなってきているという生徒指導上の問題がございます。

こうしたことから考えますと、心の教育をどう充実させていくのかということが大きな課題であろう。これはまた、北方町の児童・生徒の課題でもあるというふうに受けとめております。ま

だまだございますけれども、大きなポイントを上げればそういうことに尽きるだろうというふうに思っております。

2点目に移ります。いじめ、体罰、不登校についてでございます。

今年度は、日比議員のときにもお答えしましたとおりでございますが、いじめは11件、うち9件は解決済みですが2件が継続、これは中学校で継続しておる。体罰は1件。不登校につきましては、1カ月7日以上欠席者をカウントしております。1カ月7日以上休んだ子供をカウントしますと、小学校で8名、中学校で28名となっております。

続きまして3番目です。サインを見逃さない環境づくりということでございますが、おっしゃるとおりでございますが、とにかく私どもは子供のサインを見逃さない、そして悩みを話せる環境づくりを進めなさいということで、非常に各校長にもそういうお願いを押し上げると同時に、各学校でもそうした体制づくりに取り組んでおっていただきます。子供の発するサインを見逃さないということは、早期の指導につながっていくという、大変生徒指導上の一番大事な根幹にかかわる指導でございますから、私どももそのように心がけるよう各学校現場を指導しているところでございます。

4点目です。スクールカウンセラー等の配置につきましては、まだ県のほうから具体的にこういうふうにしますよという案は出ておりません。ただし、県が独自に行っております現在の体制は、北方中学校にスクールカウンセラー1名が配置されております。これは県費の配置でございます。このほかに、北方町が単独で、大変これは思いやりのある予算だというふうに思っておりますけれども、相談員が1名、1名は中学校に常駐、1名は小学校3校を順に回って教育相談に当たっております。このほかに「大空」という不登校対策のための教室がございますけれども、ここに1名の指導員がおります。

以上、北方町では3名という手厚い配置をいただいておりますが、この3名でもって子供たちの悩み、親の教育相談等々に当たっていくというのが現状でございます。今後も一層こうした取り組みを進めて、一人でも多くの子供たちの不登校を早く解決し、学校のほうに復帰できるように指導してまいりたいというふうに考えております。

5点目は、非正規教員の件でございますけれども、非正規教員は次のようになっております。平成24年度、今年度のスタート時には、北方小学校に20名配置のところ2名が非正規教員、つまり欠員が生じて講師を充てております。西小学校は15人おりますが、ここはゼロでございます。南小学校は20人教員がいますが、4名の欠員が生じました。したがって、4名講師を充てております。北方中学校は32人先生がおるわけでございますけれども、そのうち2人が講師を充てております。合計87人おりますが、そのうち8人が当初欠員による常勤講師、非正規教員を充てているというふうに御理解をいただければありがたいと思っております。

これが25年度になりますとどうなるかということですが、北方小学校は21人中2人、西小学校は16人中1人、南小学校は19人中2人、北中は31人中2人、合計87人の教員のうち7名が常勤講師によって賄うと、こういう現状でございます。

現状だけでよろしかったでしょうか。何か現状のほかにありますか。何かありましたらまた御質問してください。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

特に非正規教員、そういうようなことも結果的に、やはり正規教員とは勤務の時間帯等も違ってくるのではないかと。そうすると、やはりそういうようなことも学校のいろんな問題、特にいじめ等も一因あるのではないかと、そんなことを思います。

今こういう大変な、希薄な時代は重々承知しております。我が北方町におきましても、60世帯のうちに小学校の子供さん3人、中学校2人というような状態で、我々のときは子供を介して親同士のつき合いもあり、もっと町の中が明るかったと。もう今ここは期待できませんで、梅野町は小学生1人ということで、そんなような旧商店街は子供さんも少なく、それぞれの地域の人も活気がなく、町の催される行事に対しても、なかなかそんなようなことで参加ができないということで、大変に思っております。

いずれにいたしましても、こういう難しい時代ですので、特に自分自身に思うのは、異常な報道機関というんですか、何か1つあれすると感情的な報道、あるいは扇動的な報道で国民を誤らせているのではないかと、そのように思っております。いじめ・自殺問題もいつの間にか学校教師たたきに走り、本質的な問題まで取り上げることはしないような気がします。既に30年近く前、中曽根内閣1987年ごろからいじめ・自殺問題は取り沙汰されているが、ほとんど解決されていないのは、報道機関の感情的・扇動的な報道も一因あるのではないかと私は思っております。一個人・団体の批判に走り過ぎ、物事を広く捉えた総合批判をしないことで、国民をどんなに誤った方向に導いているのかと、そのようなことを思っております。やはり原因があるから結果がある。本質を確かめることはされていないような気がしてならないです。

以上、そんなようなことを思います。いずれにいたしましても、大変な時代をすごく感じております。答弁はよろしいです。

それでは、次の問題に移ります。

次は町営テニスコート、中学校ソフトテニス部の利用についてを質問させていただきます。

今の町営テニスコートは昭和40年の後半に設置した施設ですが、正式なテニスコートではありませんが、テニス愛好者が連日練習されておりました。町民愛好者のテニス講習会等も行われ、数十年間は大いに利用され、にぎやかな時期もありました。最近では、他市町のテニスコートが多く新設され、町外で使用される方もそれなりに多く、それなりに楽しんでおられます。そのような経緯で、使用者減かな、1年ほど前から使用していないのが現状であります。

既存のテニスコートは荒れ放題。前回の質問の中で、隣接の給食調理場や加茂子ども遊園との抱き合わせ、一体的に整備を図るとの答弁と記憶しております。

また、北方町第6次総合計画の中で北方町スポーツエリアの整備計画の検討を進めることにしており、テニスコートもあわせて検討していきたいと考えていますと答弁をされております。こ

の無残な状態の町営テニスコートの今後について、再度お尋ねします。よろしくお願ひします。

2点目。北方小学校の運動場のテニスコートについてでございます。

一昨年(平成22)年の9月30日の臨時議会に提出された議案第31号「平成23年度北方町一般会計補正予算(第3号)」で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ148万円を追加し53億125万円としました。主な歳出補正の中に、北方中学校施設改修工事100万円が減額され、主な財源は繰越金148万円が計上された。その内訳は、北方小学校運動場テニスコート等の整備工事に100万円、部活用備品に98万円と提出されました。グラウンド等整備工事概要図も提示されました。

平成24年度北方小学校教育要覧の沿革に掲載されていますが、形跡もなく、また既存の出入りが南にあるにもかかわらず正門の南側につくられ、中学校が管理するとすみ分けで設けさせていただいたとの答弁でしたが、テニスコートの形跡もなく、使用できない状態で、無駄な支出ではなかったかとお尋ねいたします。まずこの点、教育長さんお尋ねします。

○議長(戸部哲哉君) 渡辺教育課長。

○教育課長(渡辺雅尚君) 今回の伊藤議員の質問につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目、町営テニスコート問題につきましては、伊藤議員がおっしゃられましたとおり平成24年12月議会において議員のほうから質問を受け、教育長のほうが答弁させていただいております。教育委員会といたしましては、基本的な考えを改めて答弁させていただくこととなりますので、御了承いただきたいと思ひます。

現在のコートにつきましては規格外であり、正規のコートを整備する場合、隣接しております給食調理場、加茂子ども遊園を含めた一体的な整備を工夫する必要がございます。教育委員会といたしましては、最重要課題といたしまして、老朽化した給食調理場の建てかえでありまして、その給食調理場の構想がまとまり次第、テニスコートについても展望が見えてくるかと思ひます。限られた財源の中での実施となりますので、優先順位を明らかにしながら、議員各位の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますもので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、北方小学校グラウンドに整備いたしました中学校ソフトテニス部のテニスコートの利用状況ということで、私ども通告書でそのように思っております、その回答を用意してきたわけですが、今の質問でありますとそのような質問でなかったように思ひますが、とりあえず利用状況についてお答ひいたします。

テニスコートは平成23年11月下旬の完成後、平成24年8月までの9カ月間の土曜日・日曜日の利用は26日間ございました。月平均3日程度でありました。平日の利用につきましては、完成後冬期に入ったこともあり、日没も早いことから、コートでの練習にかえ、体力づくりを行ってきたということから、ほとんど利用されておひません。また、小学校と中学校との間で意思疎通がうまく図られていなかったため、中学校が使用に当たりちゅうちょしていたことも事実であり、利用がされていなかったことは事実として受けとめておひます。

今後は、利用に関しまして小学校と協議を重ね、有効利用を図ってまいりたいと考えておひま

す。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） るる言われましたんですけど、現実には今の町営テニスコートは、いびつなコートであっても練習は可能なんです。近隣にいろんな立派なテニスコートがあつて、もう最近では使ってみえませぬ。しかし、テニスコートがあるゆえに、北方中学校の、先ほども卒業式のことを言われましたけど、北方中学校は1947年（昭和22年）4月の学校教育の6・3制施行により、北方中学校開校以来66年、ことし3月8日金曜日には192名の生徒さんが卒業されました。それぞれの分野で御活躍を願っております。

北方中学校は開校以来66年、正式なテニスコートはございません。現在使用されている西順寺さんにお借りしているテニスコートも1面しかなく、テニス部員も大会前には特に練習会場確保に指導者が苦慮しているのが現状です。現に私のほうにも電話がかかって、どっか利用できる場所はないかと、芝原の婦人の家のあの体育館でもやりたいと、真桑小学校の体育館も使いたいと。そういうようなことで問い合わせ、あいておったときに使っていただいた経緯もあります。

今の指導者が揖斐からお見えになります。週に1回、夜練習に今北中の生徒さんは行ってます。この近辺では明治製菓のコートもお借りしております。もちろん体育館でもお借りしています。

いずれにいたしましても、北方町で正式な試合ができる会場はありません。ということは、やはりスポーツは見て覚える面もあるんです。もちろんやって得る健康もあります。そういうようなことを見ますと、どうしても66年も正式なコート、昔は私の記憶は、グラウンドに今ほど外でやるスポーツが少なく、特に野球ぐらいでした。今サッカー、女子のソフトボール、盛んにやってみえます。グラウンドの片隅を利用してテニスを始めた。そういうような経緯もありましたけど、北方中学校はその当時やってみえた方は、今、県の理事長とか幹部、ここ最近では毎年の国体に北方中出身の人が女子の監督で行ってみえます。そういう方が2人見えます。

そんなようなことで、それなりの施設なら、やはりスポーツで盛り上げるということもできるわけです。特に子供さんからは、部活を強くしたいと、部活で有名な学校になりたいという声もあります。また、部活が頑張れる学校にしたいとか、そういうような声もお聞きします。

いずれにいたしましても、このようなことで不便をかけています。ジブシーテニス部員です、今、正直言って。これはいかにも気の毒です。おかげさんで、最近1面でありましても、そのテニスコートで子供さんが休んでいるうちに保護者の方がこのごろ使って楽しんでおられます。そういうことが、底辺を広げる一つでもあると。どうかよろしゅうお願いいたします。

また、鷲山のテニスコート、簡易のトイレがありますけど、年齢的な面からあのトイレでは臭いとか、嫌らしいとか、わざわざ北方中学校まで戻ってそのようなことを済まされている生徒さんも見えます。そんなようなことをお含みになって、今後新しいテニスコートをつくっていただけたらと、そのように思っております。

中学校の利用ということで、そのような町営テニスコートでも練習をしたいというようなことで、先ほど課長さんが給食センターの兼ね合いと言われましたけど、早急にそういう気持ちがあ

いようでしたら、中学生に管理、草取りや清掃ぐらいすると、そのように指導者も言ってみえますので、そのように中学校の生徒に貸してあげていただければと、そのような配慮を願っております。その点、よろしゅうお願いいたします。

もし教育長さん、今のあれで御答弁があるようでしたらお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 伊藤議員のスポーツ、とりわけテニスコートにかける、テニスにかけると言ったほうがいいんですか、熱い思いを聞かせていただきました。ありがとうございます。

町といたしましても、テニスコートをつくらないという前提ではないんですね。やっぱりつくるとすれば立派なものを、長期にわたって使えるような場所に、使える利便性を考えてつくってまいりたいと。だからしばらく待ってほしいと、こういうことを申し上げているだけでありまして、決してつくらないというわけではございません。

それから、以前も温水プールをつくったらどうやとか、いろんなあれをつくったらどうや、これをつくったらどうやという御意見を頂戴しております。これはありがたいことだというふうに思いますけれども、やはり私どもはつくるとなれば、それが町と町民とどういにかかわりの中で効果的に有効活用していただけるかというようなことも含めながら考えていかないと、やっぱりまずいだらうと、そんなことを思っておりますから、議員さんがせっかく熱い思いを語ってくださっても、やはりおいそれというわけにもいかない面があると。いろんな道路を直してほしい、ここを直してほしい、そういうようないろんな要望を取り入れながら、先ほど課長が申しましたように、教育委員会としての優先順位を決めながらやっていく必要がございますから、もうしばらく我慢をしてほしいということをお願いしているわけでございます。

それから中学校の、小学校につくりましたテニスコートの件につきましては、議員御指摘のとおり利用数がやっぱり少ない。これについては、私どもも少ないということを理解しておりますので、中学校のほうに100万もかけてせっかくつくったと、そして西順寺でお借りしておるテニスコートは、1面しか正規のコートがとれておりません。そこで練習するのも試合前では大変だろうということで、要望を受け入れてつくったわけでございますから、ここを大いに活用してもらおうよう、これから日も長くなってまいりますから、大いに活用するように学校を指導してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように開校66年テニスコートがないんです。今々始まったわけではないです。その点お含みのほどをよろしゅうお願いいたします。

北方小学校のテニスコートに関しては、ここ何年やら前にも現実につくられた。そのときは、それなりにポールが立てられるようにして、しかしほとんど使わず、知らんうちに葬ったという実例もあります。北方小学校、中学校は兄弟校です。お互いに仲よく、やはり利用できるところは利用し合うのも一つかなあと、そんなふうに思っております。その点で、よろしゅうお願い

たします。

中学校の利用ということで、町営テニスコートを利用することはできますか。

○議長（戸部哲哉君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） これは先ほど課長も申しておりますように、給食調理場が遠い将来ではないんですね、建てかえが。そんなに遠い将来に建てかえるということではなくて、いましばらく待つことによって、やがて日の目を見ると、そういうことがありますから、ここにまた何百万投資するよりは、少し我慢をしていただいて、効率的にお金を使ってまいりたいというのが私どもの考えなんです。したがって、今のところ、ここを整備し直して、せっかく整備しても正規のコートはとれませんので、我慢をしていただきたいということを申し上げておるわけです。よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、テニス部は一部のもの、給食は全体というお考えなら、それぞれかなあとと思います。確かに給食調理場も狭く、もう何年もたって古いことは重々承知しております。テニスコートがいまいちそういうふうでしたら、給食センターのほうを早くやっていたければ、そのように思います。この件は以上でよろしいです。

その次は、子育て支援についてでございます。自分の子供が愛せない児童虐待事件が後を絶ちません。児童の虐待発生状況等をお尋ねいたします。

昨年1年間に、警察が虐待があったとして児童相談所へ通告対象とした18歳未満の人数は前年比42.1%増の1万6,387人となり、統計をとり始めた2004年以降で最多だったことが2013年3月7日、警察庁のまとめでわかった。2004年は962人で約17倍にふえた。虐待での摘発も472件、前年比22.9%増、摘発人数も486人、18.8%増といずれも過去最多と、亡くなった子供も35人だったと、そのようなことが新聞に掲載されておりました。

警察庁の担当者は、虐待に対する関心の高まりで警察への通報も年々ふえている。暴言などの心理的虐待が半数近くの8,266人、前年比69%増、身体的虐待が5,222人、16.5%増、食事をさせないなどのネグレクト、育児放棄が2,736人、36%増、性的虐待が163人、8.7%増だったと、そのように言っております。

心理的虐待のうち、児童の前で配偶者に暴力を振るう面前DVが5,431件と65.7%を占めておりました。

一方、昨年の児童ポルノ製造や提供による摘発は1,596件、前年比9.7%増、摘発人数は1,268人、24.8%増で、インターネットを利用した事件は84.5%の1,349件だったと報じられております。

北方町での児童虐待発生状況について、DV被害者の状況、住居の確保と外出支援という件でお尋ねします。福祉課長さん、よろしゅうお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいま子育て支援につきまして、伊藤議員から御質問をいただきました。

大変恐縮でございますが、通告書によりますと昨年の6月議会におきまして、児童虐待の発生状況についてとの表題で全く同様の御質問をいただきまして、それぞれ誠意を持ってお答えをさせていただいております。その後、内容や手続に変更、あるいはそごなど来しておりません。したがって、6月議会で御答弁申し上げました内容と同じ答弁をさせていただくこととなりますので、お願いいたします。

当町において相談を受ける件数は、毎年三、四件ございます。情報の入る経路としましては、学校、保育園、民生委員、児童委員、近所の方等から通報が入ります。そこで町としての対応は、まずは対象児童の安全の確認をします。確認がとれないような困難性が見受けられますと、立入調査権を持つ岐阜中央子ども相談センターに通報することとなります。

その後、必要に応じて関係者である学校の先生、教育委員会の相談員、保育士、民生委員、児童委員、主任児童委員、子ども相談センターの相談員等でケース会議を開催し、その後の支援につなげているといった流れで対応をさせていただいております。

ただ、補足させていただくなら、町では要保護児童対策地域協議会を設置し、振興局福祉課、岐阜保健所、子ども相談センター、北方署生活安全課、町内の医療機関、北方小中学校校長会、北方小・中学校連合PTA、人権擁護委員ほか各種関係団体と連携を緊密にとれる体制を敷いておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、先ほどから何回も大変な時代だなあとつくづく感じております。

厚生労働省の調査では、子供の貧困率は2009年で15.7%、6人に1人が貧困状態だと。ユニセフの研究所が発表した国際比較では、日本の子供の貧困率は経済協力開発機構（OECD）35カ国のうち9番目に高いとのこと。少子化時代、憂慮する問題だと思っております。

今後、北方町を担う児童・生徒の安全・安心・健やかな日々を注視いただいて、そういう方が一人でも少なくなるように御配慮いただければと思います。

そのような今の状態でございますので、それぞれかかわっている担当者も大変だということを重々承知しておりますが、もう本当に今北方町、私も毎日のようにできるだけウオーキングしておりますと、子供さんを見かけることはほとんどなくなりました。

個人的で恐縮ですが、ことしも谷汲まで歩いてきましたけど、子供さんに一人も会わないという、そんなような状態でした。こんなようなことも含めて、今後そのような点をおわかりいただきたいと、そのように思っております。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） これで一般質問を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、明日16日から21日までの6日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、明日16日から21日までの6日間を休会とすることに決定しました。

第4日は22日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。どうも御苦勞さまでございました。

散会 午後3時46分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 3月15日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

